

葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）
改定版
素案

令和8年4月
葛飾区

本計画書の下部に印刷されている記号は「音声コード」です。また、そのページの端にある半円の切り欠きは、音声コードの位置を示しています。

音声コードは、紙の情報を「読む」ものから、専用の読み取り装置を使用し「聞く」ものにする記号です。

視覚障害のある方や高齢の方なども、同じ紙媒体から情報を得ることが出来ます。

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の位置付け	1
2 計画期間	1
3 計画の対象	2
第2章 計画の基本理念・基本方針	2
1 基本理念	2
2 基本方針	3
第3章 ごみ処理の現状	4
1 清掃事業を取り巻く近年の社会情勢	4
2 葛飾区の現状	10
3 区のごみ処理の現状	11
4 区のごみと資源の排出量	14
5 区の資源回収量と資源回収率	14
6 区のごみの組成分析結果(令和元年度と令和6年度の比較)	15
7 ごみ処理事業に要する経費	19
8 現行第4次計画の目標進捗状況・達成度	20
第4章 計画達成に向けた現時点の課題整理	21
1 ごみの発生抑制の課題	21
2 資源化の課題	22
3 収集・運搬・処理・処分の課題	23
第5章 計画の体系	24
第6章 計画の目標	26
第7章 施策の展開	26
基本方針 I ごみの発生抑制・再使用の推進	26
1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進・3Rの普及啓発	26
2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進	29
基本方針 II 多様な資源循環の推進	32
1 家庭から出る資源の循環	32
2 事業所から出る資源の循環	34

基本方針III 適正なごみ処理の推進.....	35
1 効率的・効果的な清掃事業の推進.....	35
2 ごみの適正排出に向けた取組.....	35
3 中間処理.....	36
4 最終処分.....	37
第8章 災害対策	38
第9章 生活排水処理基本計画	38
1 基本方針	38
2 し尿の処理.....	38
3 净化槽の清掃	39
第10章 計画の推進体制	39
1 計画の推進体制.....	39
2 計画の進行管理	39
葛飾区食品ロス削減アクションプラン	40
1 策定の趣旨	40
2 位置付け	40
3 期間	41
4 葛飾区の食品ロスの現状	41
5 目指すべき姿	41
6 施策の展開	42
7 各主体の役割	44
8 推進体制	44

計画改定の目的

本区では、令和3年度に「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）」（以下、「第4次計画」という。）を策定し、令和12年度の目標に向けて、様々な施策に取り組んできました。この度、計画策定から5年を経過したことから、現状の目標達成状況や施策の実施状況を検証するとともに、国や東京都、23区における最新の施策動向を踏まえて、計画内容を改定することとしました。

改定に当たっては、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」や「プラスチック資源循環促進法」、さらには東京都や23区の広域的な取組との整合を図りつつ、本区の特性や課題を踏まえた施策の方向性を再整理しました。特に、近年顕著となっている食品ロス削減、プラスチック資源の回収・再資源化、脱炭素化や災害対応力の強化など、新たに重視すべき課題を反映させています。

この改定を通じて、本区の取組を「ごみの発生抑制・資源化の推進」と「持続可能な循環型地域社会の形成」へつなげ、引き続き第4次計画の基本理念及び基本方針のもと、将来を見据えた実効性のある計画に再構築することを目的としています。

第1章 計画の概要

1 計画の位置付け

「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第4次）改定版」（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例」第32条に基づき策定しています。

また、本計画は「葛飾区基本構想」「葛飾区基本計画」「葛飾区中期実施計画」及び「葛飾区環境基本計画」を上位計画と位置付け、「葛飾区環境基本計画」の部門別計画として、本区で発生する一般廃棄物の処理に関して、中期的な対応を図るための指針となります。

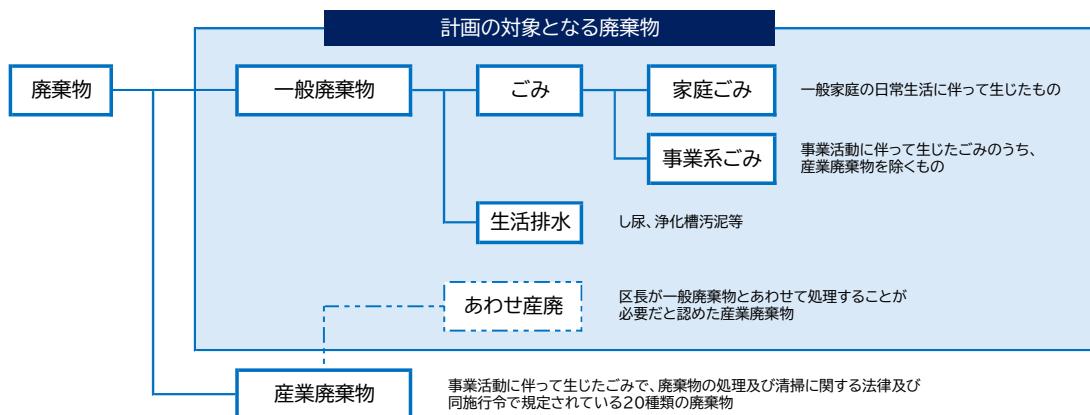
なお、中間処理を担う東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）の「一般廃棄物処理基本計画」や、最終処分を管理する東京都の廃棄物処理に関する計画など、関係を有する計画と調和を図りながら策定しています。

2 計画期間

本計画は、第4次計画の改定版であることから、目標年度は変えず、令和12年度までを計画期間とします。ただし、計画期間中においても、廃棄物を取り巻く社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の対象

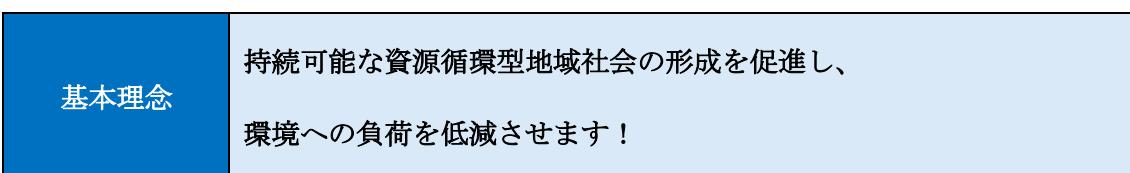
本計画は、区内で発生する一般廃棄物と、区長が一般廃棄物とあわせて処理することが必要だと認めた産業廃棄物（あわせ産廃）を対象とします。



第2章 計画の基本理念・基本方針

1 基本理念

本区の特性を活かし、区民・事業者・区が一体となり、一般廃棄物の発生抑制を最優先とした持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます。



本計画に関連する S D G s の目標



2 基本方針

本計画では、前項の基本理念のもと、基本方針を以下の3つに定め、資源循環型地域社会を目指します。

基本方針 I	ごみの発生抑制・再使用の推進
基本方針 II	多様な資源循環の推進
基本方針 III	適正なごみ処理の推進

【コラム】：2030 年に向けて

持続可能な開発目標（S D G s）とは？

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。



第3章 ごみ処理の現状

1 清掃事業を取り巻く近年の社会情勢

(1) 国・東京都・清掃一組の動向

① 国の動向

近年、地球温暖化や気候変動、生物多様性の損失、海洋プラスチック問題など、環境をめぐる課題は地球規模で深刻化しており、持続可能な社会の実現に向けた国際的な取組が加速しています。日本においても、国際的な枠組みやSDGsを踏まえ、脱炭素化や循環型社会の形成を柱とした政策展開が進められています。

国では、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」（以下、「第5次計画」という。）が策定されており、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置付けています。本計画では、今後の取組の柱として、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」、「資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と適正処理・環境再生の確実な実行」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」の5つの方向性が示されました。

また、第5次計画では令和12年度までに食品ロス半減といった具体的な数値を含めた方向性も示され、3R推進と気候変動対策を統合的に進める「資源循環によるカーボンニュートラル」の考え方方が強調されています。さらに、令和4年施行のプラスチック資源循環促進法により、事業者や自治体に対してプラごみ削減とリサイクル強化が求められるなど、法制度面でも循環型社会への転換が後押しされています。

一方で、ごみ排出量や資源化率といった全国共通の数値目標については、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に以下のように整理されています。地方自治体の計画は、第5次計画が示す方向性を踏まえつつ、この基本方針で示された目標とも整合を図りながら策定・改定を行うことが求められています。

指標	目標値 (令和12年度)
一般廃棄物の排出量	令和4年度比約9%削減 ※40百万t(令和4年度)→約37百万t(令和12年度)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g ※令和4年度は496g

② 東京都の動向

東京都は環境基本計画のもと個別計画として「資源循環・廃棄物処理計画」を策定し、直近では令和3年9月に新計画を公表しています。この計画は、廃棄物処理法に基づいて東京都の廃棄物行政の基本的方向性を示すものであり、「持続可能な資源利用の実現」「廃棄物処理システムのレベルアップ」「社会的課題への果敢なチャレンジ」の3本の柱を掲げて、持続可能な社会の構築を目指しています。さらに「ゼロエミッション東京戦略」の中で、令和32年度までに東京におけるCO₂排出実質ゼロを目指す

という目標を掲げており、資源循環分野においても、脱炭素との両立を追求する取組を展開しています。

指標	目標値 令和7年度	目標値 令和12年度
排出量	440万t	410万t
再生利用率	31%	37%
最終処分量	82万t	77万t

③ 清掃一組の動向

清掃一組でも、令和2年度の一般廃棄物処理基本計画の改定後、令和4年度、令和5年度において一部変更しながら、「循環型ごみ処理システムの推進」の目標達成のために、「効果的に安定した全量処理体制の確保」、「環境負荷の低減」、「地球温暖化対策の推進」、「最終処分場の延命化」、「災害対策の強化」の5つの大きな施策に基づく取組を引き続き実施しています。

（2）葛飾区の動向

本区では、令和3年4月に第4次計画を策定し、「持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます！」を基本理念に掲げ、一般廃棄物処理に関する施策を進めてきました。第4次計画では、「ごみの発生抑制・再使用の推進」、「多様な資源循環の推進」、「適正なごみ処理の推進」の3つを基本方針とし、家庭ごみの減量や雑紙の分別徹底をはじめ、多様な資源回収の拡充や普及啓発活動の強化など、区民や事業者と協働した取組を展開してきました。

さらに、本区はSDGs（目標11・12・13）を指針に、「ゼロエミッションかつしか」の実現に向け、食品ロス削減・脱プラ・再生利用拡大・災害廃棄物対策を総合的に推進しています。

① ごみの発生抑制・再使用の推進

区民への普及啓発を継続的に行い、資源とごみの収集カレンダー・パンフレット、区公式サイトなどを通じてかつしかルールや3Rについての情報を発信しました。

また、食品ロス削減に向けて「食べきり」「使いきり」運動の周知や、イベントで啓発活動の実施、レジ袋有料化やマイバッグ利用の定着を後押ししました。さらに、リユース促進としてフリーマーケットやリユース家具展示・販売などの普及啓発にも取り組みました。

② 多様な資源循環の推進

この5年間においては、製品プラスチックの集積所回収を新規に開始し、資源の日に回収したもの資源化する取組を進めました。あわせて、古布の拠点回収を区施設の他に、民間拠点にも拡大しました。さらに、「燃やさないごみ」として収集したものの資源化を推進し、金属類や小型家電、スプレー缶等を選別して適正に資源化しています。加えて、粗大ごみについても、金属製品や衣装ケースなどのプラスチック製品の選別・資源化を進め、布団は一時保管のうえ再資源化事業者へ引き渡すなど、資源回収の範囲を着実に拡大してきました。

③ 適正なごみ処理の推進

ルールを守らずに出したごみに対しては排出指導を行うとともに、不法投棄防止協力員と協力した不法投棄防止対策を進めてきました。

さらに、事業系ごみの適正排出を促すために手数料の改定を行い、受益者負担の適正化を図るとともに、ごみ排出抑制の動機付けを強化しました。

④ 施策の実施状況

第4次計画では上の3つの基本方針の下に、各種施策を定めています。各種施策の取組項目に関する実施内容は次のとおりです。

● 基本方針 I ごみの発生抑制・再使用の推進

1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進

取組項目	実施内容
(1) 食品ロス削減に向けた取組 ①葛飾区食品ロス削減アクションプランの普及啓発	<ul style="list-style-type: none">フードドライブの実施と提供先への引渡し連携家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費助成と使い方の周知「かつしか食べきり協力店」の登録・周知（少量提供・持ち帰り等の推奨）食べきり・使いきりレシピ等の作成・発信
(2) ごみの発生抑制に向けた普及啓発の充実 ①子どもを対象とした環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none">模擬ごみを用いた分別体験の提供清掃車を使った積み込み体験の実施学校での環境学習の展開
②大人を対象とした環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none">自治町会・PTA等向けの説明会の開催清掃工場・リサイクル施設・埋立処分場の見学会の実施環境問題懇談会・清掃懇談会の開催
③ごみ減量・3Rに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">広報紙・FM・区ホームページ・区公式SNSによる周知エコライフプラザの図書・DVDの提供（環境・3R情報コーナー）普及啓発パンフレット等の作成・配布
④普及啓発イベントの実施	<ul style="list-style-type: none">発生抑制やリサイクルのPRコーナー設置（パネル・再生品展示）模擬ごみを用いた分別体験の実施清掃車を使った積み込み体験の実施区内イベント会場での啓発ブース展開（例：環境・緑化関連フェア等）
⑤キャラクター（葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクター りー（R ee）ちゃん）を活用した普及啓発	<ul style="list-style-type: none">各種イベントでの本キャラクターを用いた呼びかけ・PR普及啓発グッズの配布（パズル、筆記具、水切り袋、シールブック、雑紙回収袋、バイオマスプラ袋など）エコライフプラザ等の催しへの参加・周知
⑥区民・事業者・区の協働によるごみ減量の推進	<ul style="list-style-type: none">清掃協力会・自治町会と連携した環境問題懇談会・清掃懇談会の実施関係部署・施設と連携したイベント会場での「ごみの分別」の呼びかけ等の啓発イベントへの出展・掲示による周知
⑦3R推進パートナーによる3R活動の推進	<ul style="list-style-type: none">養成講座修了者による環境学習・講座の企画・運営区施設でのリユースイベント（子ども服・マタニティ服の交換会等）の実施区主催イベントでのボランティア参加・運営支援
⑧かつしかエコライフプラザの機能の充実	<ul style="list-style-type: none">「環境・3R情報コーナー」での図書閲覧・DVD貸出「エコライフプラザ通信」の定期発行普及啓発用印刷物の作成・送付による情報提供

取組項目	実施内容
(3) 再使用の推進 ①不用品利用の促進	・リユースイベント（子ども服・マタニティ服の交換会）の実施
②不用品の展示・販売	・リユース家具展示・販売・不用品交換情報の実施 ・ごみ減量・清掃フェアなどでのフリーマーケットの開催
③グリーンバンク事業の推進	・伐採樹木の引取り・引渡しの実施 ・「ほしい木／あげたい木」の登録仲介
④自転車のリサイクル	・放置自転車の再生販売の実施 ・放置・不用自転車の売却処分の実施
(4) 経済的手法によるごみ減量の推進 ①3Rエコポイント制度の検討	・経済的インセンティブを活用した制度設計の検討
②家庭ごみ減量のための経済的手法の導入	・処理手数料等の制度見直しの検討・周知

2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進

取組項目	実施内容
(1) ごみの発生抑制に向けた普及啓発 ①区の率先した取組	・環境配慮調達や府内での再使用等を実践・周知
②事業者への啓発活動	・事業者向けリーフレット・ハンドブックを作成、配布
(2) ごみの適正排出に向けた取組 ①区収集を利用する事業者に対する適正排出指導	・処理券貼付や分別の遵守を指導
②説明・相談体制の確立	・排出方法や分別に関する相談・説明の機会を提供
③大規模事業所等に対する適正排出指導	・廃棄物管理責任者の選任、再利用保管場所の設置、計画書提出等を指導 ・管理責任者向け講習会を開催
(3) 事業者のごみ減量に向けた取組への支援 ①取組への動機づけ	・引き続き事業者を支援
②業種ごとのガイドライン作成	・引き続き事業者を支援
(4) 許可業者収集への移行促進 ①区収集排出基準の見直し	・区収集受入基準の周知と自己処理（許可業者収集）への転換促進 ・個別の排出削減指導と移行支援

●基本方針Ⅱ 多様な資源循環の推進

1 家庭から出る資源の循環

取組項目	実施内容
(1) 徹底的なプラスチックの資源循環 ①プラスチック製容器包装の分別徹底	・容器包装プラの分別排出を周知徹底
②マイボックス運動の推進	・引き続き検討
③環境学習へのメニュー追加	・環境学習の充実
④事業者との協働による使用量削減の推進	・「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」を通じ、啓発を実施
⑤ボトル to ボトルの推進	・民間事業者と協働し、啓発を実施
⑥バイオマスプラスチックに関する普及啓発	・普及啓発物品の配布

取組項目	実施内容
⑦バイオマスプラスチックを使用する事業者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き検討
(2) 雑紙の資源化に向けた取組 ①かつしかルールの普及啓発の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・「かつしかルール」に基づく雑紙の出し方の周知徹底
②雑紙回収チャレンジの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での分別・回収促進の企画を実施
③事業者向け環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ・分別・資源化に関する学習機会を提供
(3) 新たな資源化の推進 ①燃やさないごみの資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・金属類やスプレー缶等の選別・資源化
②粗大ごみの資源化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・金属製品、布団、プラスチック製の衣装ケース等の選別・資源化
③製品プラスチックの集積所回収の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度から集積所回収を開始
④区による資源回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・区回収の対象拡大・周知を推進
(4) 集団回収の取組支援 ①集団回収の取組支援	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励金制度による団体支援 ・地域団体・資源回収業者との連携支援
(5) 資源持ち去り防止対策 ①資源持ち去り防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・早朝回収を実施(古紙・缶等の先行回収) ・清掃職員の早朝パトロールを実施 ・持ち去り禁止条例・罰則を運用し現場指導

2 事業所から出る資源の循環

取組項目	実施内容
(1) 事業者による資源の自主回収の促進 ①事業者による資源の自主回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き事業者を支援

●基本方針Ⅲ 適正なごみ処理の推進

1 効率的・効果的な清掃事業の推進

取組項目	実施内容
(1) ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施 ①ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法を含めて検討
(2) 収集・運搬サービスの充実 ①収集・運搬サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等訪問収集を実施 ・駅周辺・商店街のクリーンアップ収集を実施 ・排出マナーの徹底

2 ごみの適正排出に向けた取組

取組項目	実施内容
(1) ごみの適正排出に向けた取組 ①誰もが適正に排出できる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・分別ルールの周知、分かりやすい案内の整備
②不法投棄防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止協力員による監視 ・不法投棄防止看板の提供 ・関係協力機関との協力体制
③一般廃棄物処理業者の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・適正処理のための指導・連携
④適正なごみ処理手数料の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料制度の適正化に向けた見直し・周知

【コラム】：地球にやさしい葛飾区

「ゼロエミッションかつしか宣言」とは？

近年、酷暑や集中豪雨など気候変動の影響は身近な生活に及んでおり、世界全体が危機的状況になっています。国連の報告によれば、気候変動による深刻な被害を食い止めるためには、2050年頃に二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があることが示されています。

このことを踏まえ、本区は、都内の区市町村に先駆け、「ゼロエミッションかつしか」として、2050年までに区内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを宣言しました。

【コラム】：みんなで取り組むかつしかルール

「かつしかルール」とは？

区民・事業者・区の協働で葛飾区のごみの量を減らし、また、資源を良質なりサイクルにつなげるための取組です。令和6年4月より、新たに古布の資源化が加わり、取組内容が3つになりました。

【かつしかルールの取組】

1 生ごみの減量

使わないで捨ててしまう食材をなくす、三角コーナーなどで水を切った生ごみをさらに絞ることで、生ごみの大幅な減量につながります。

2 雑紙を徹底して分別し、資源にする

お菓子やティッシュペーパーの箱、トイレットペーパーの芯など、身の回りにある多くの紙類は資源として出すことでリサイクルできます。

3 古布は資源です　ごみに出さず拠点回収へ

葛飾区で、毎年約2,000tの古布が「燃やすごみ」として処分されている状況に対し、区内で実施している拠点回収や集団回収の取組を強化し、古布の回収量の増加とごみ量の削減を目指します。

【かつしかルールの目標】

- 1 生ごみの減量、雑紙の分別を実践している割合が80%以上
- 2 燃やすごみに含まれるリサイクル可能な紙類を10%以下
- 3 古布を「燃やすごみの日」に出している割合が20%以下

※雑紙：段ボール、新聞、雑誌、紙パック以外のリサイクルできる紙類全般のこと。

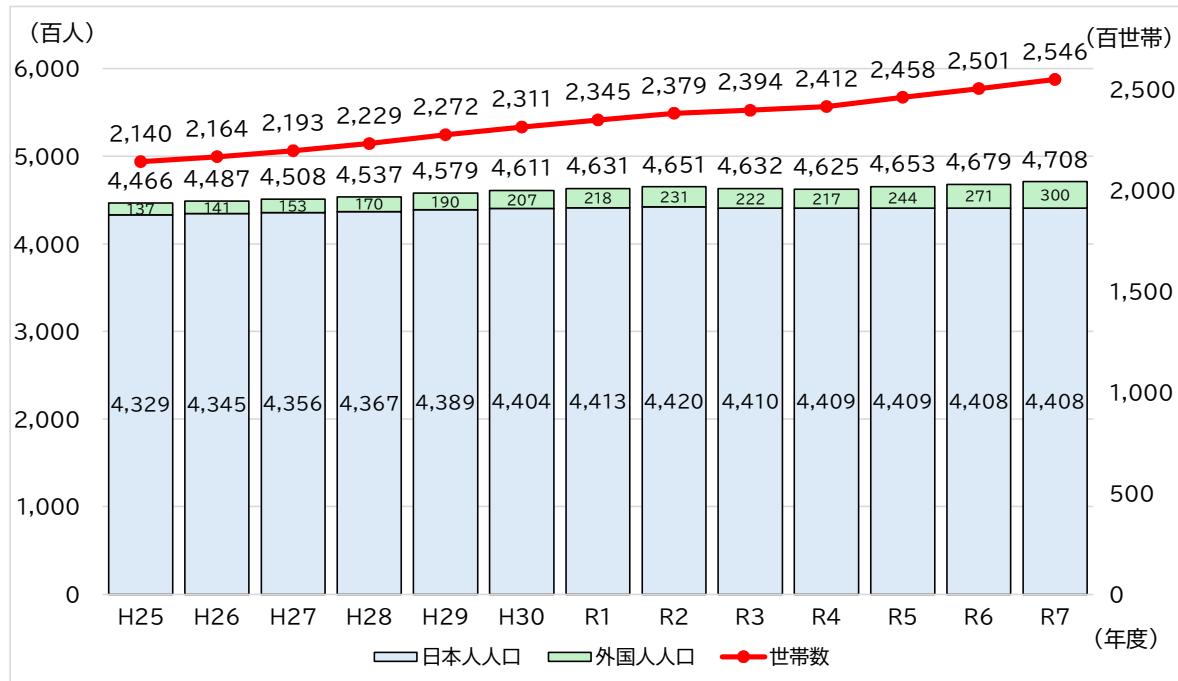
（雑紙の例）パンフレット、コピー用紙、はがきなど。

2 葛飾区の現状

(1) 人口及び世帯数

本区の人口は令和7年4月1日現在470,812人で、平成25年度以降増加傾向にあります。外国人人口は約2倍に増え、日本人は横ばいから微減です。

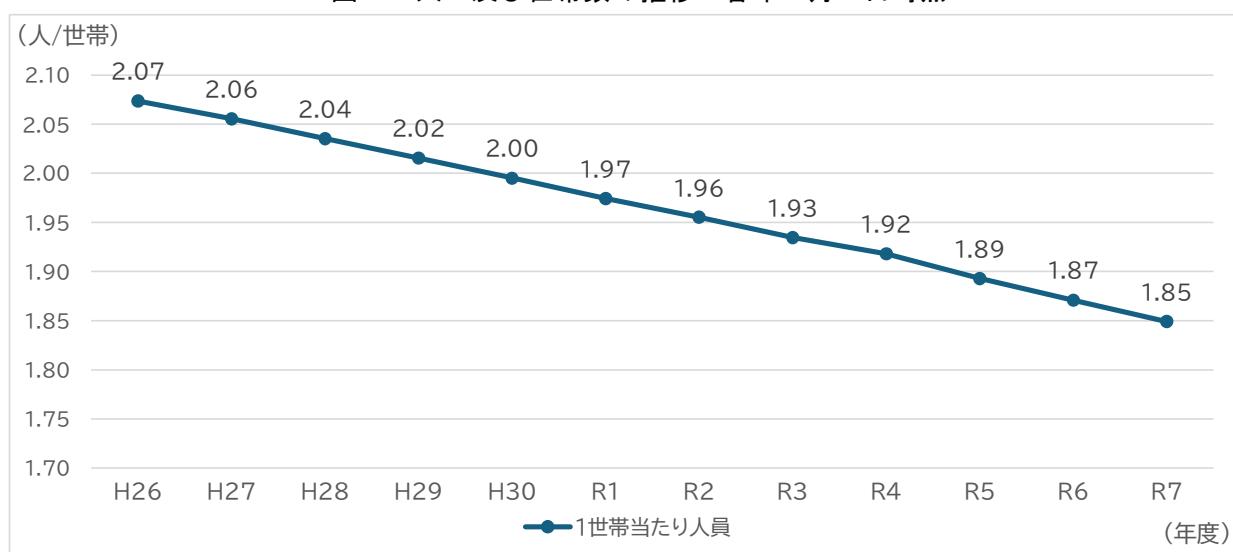
世帯数は254,618世帯に増加する一方、一世帯当たりの人員は1.85人まで減少しています。単身や少人数世帯の増加が顕著です。



※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

資料：住民基本台帳より作成

図-1 人口及び世帯数の推移 各年4月1日時点



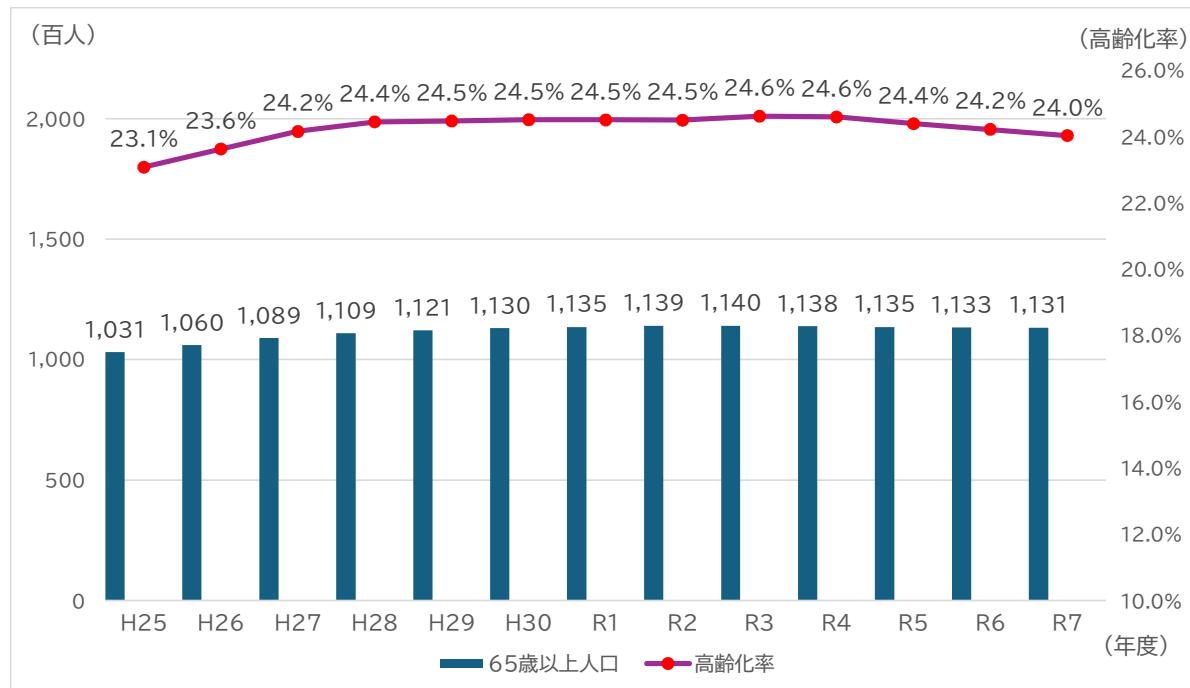
資料：住民基本台帳より作成

図-2 一世帯当たりの人員の推移 各年4月1日時点

(2) 高齢者の人口推移

本区の高齢者人口（65歳以上の人口）は令和7年4月1日現在113,146人で、高齢化率は24.0%です。高齢化率は平成25年度の23.1%から上昇を続け、令和2～3年度に24.6%でピークを迎えた後、近年はわずかに減少しています。

高齢者人口（65歳以上の人口）は平成25年度の103,080人から増加してきましたが、令和3年度以降は横ばいまたはやや減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳より作成

図-3 高齢者人口(65歳以上人口)及び高齢化率の推移 各年4月1日時点

3 区のごみ処理の現状

(1) 分別区分

燃やすごみは週2回、燃やさないごみは月2回、集積所で収集しています。粗大ごみは申込制の指定日収集や持込で処理されています。

資源は、プラスチック製容器包装を週1回、製品プラスチック、古紙、びん・缶、ペットボトル、食品トレイを資源の日に週1回回収しています。（令和7年度から製品プラスチックの集積所回収を開始しました。）

また、このほかにも拠点回収や集団回収による回収も行っています。

〈ごみ・資源の区分と排出方法〉

区分	品目	行政回収		集団回収
		集積所回収	拠点回収	
ごみ	燃やごみ	○		
	燃やさないごみ	○		
	粗大ごみ	あらかじめ指定した場所で収集		
資源	プラスチック製容器包装	○		
	製品プラスチック※1	○		
	新聞・雑誌・段ボール・雑紙	○		○
	紙パック	○	○	○
	びん・缶	○		○
	ペットボトル	○	○	
	食品トレイ	○	○	
	古布		○	○
	乾電池		○	
	プリンターインクカートリッジ※2		○	
	使用済小型電子機器等(30cm以下)※3		○	
	廃食用油		○	

※1 令和7年度より資源の日に製品プラスチックの集積所回収を開始した。

※2 インクカートリッジ里帰りプロジェクトによるメーカー回収。

※3 携帯電話やデジタルカメラなどの金、銀、銅などの希少金属を含む家電類のこと。

一辺の長さが30 cmを超える家電類については、粗大ごみとして収集し、選別回収を行っている。

また、令和元年10月1日から環境省認定事業者のリネットジャパン(株)と協定を締結し、平成15年9月以前に販売されたパソコンや自作のパソコンの無料回収をしている。

●資源回収の方法

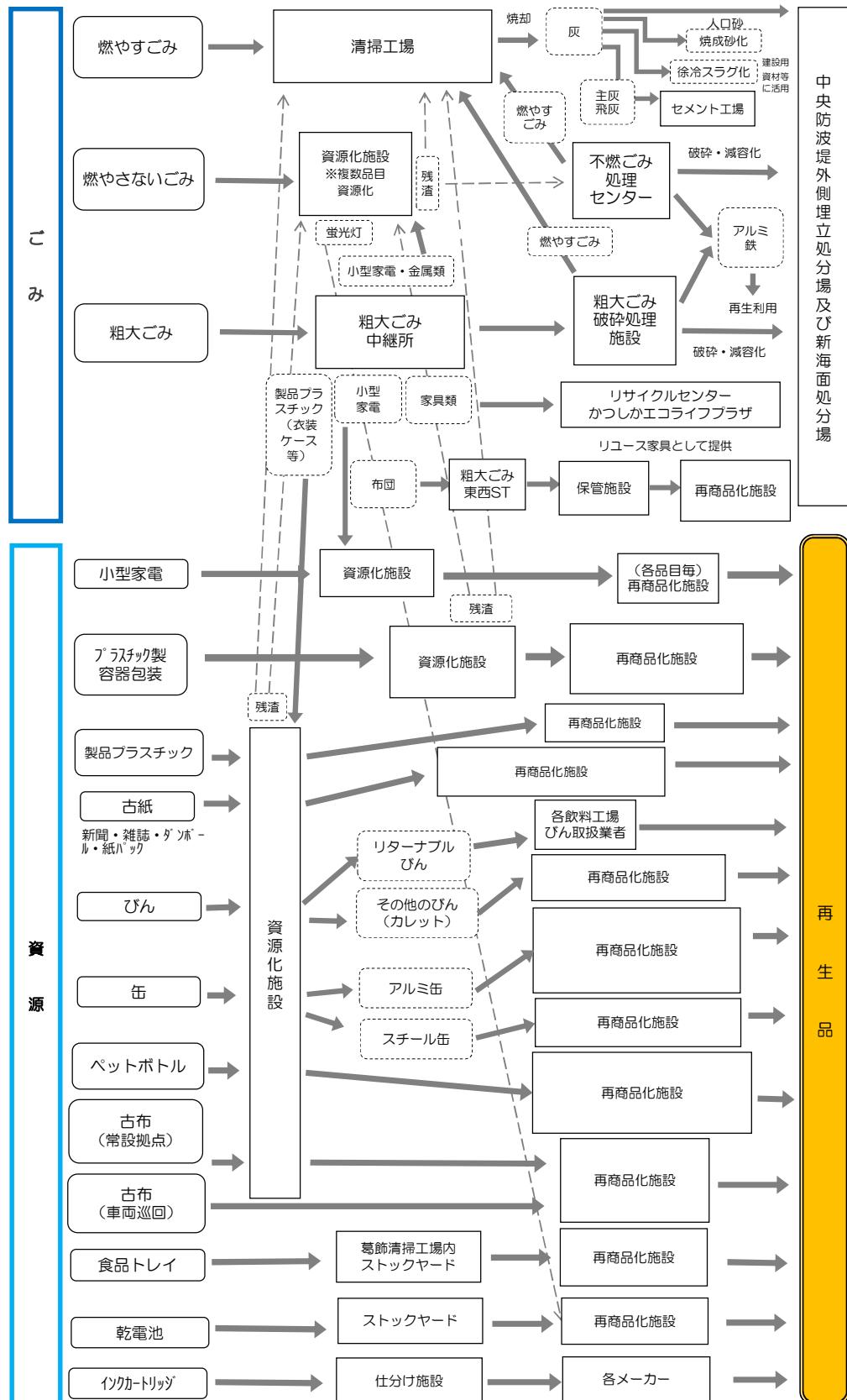
集積所回収：家庭あるいは事業所から集積所に排出された資源を区が回収すること。

拠点回収：家庭から地区センターや図書館等へ持ち込まれた資源を区が回収すること。

集団回収：自治町会・PTA・子ども会等地域団体が自主的に行う資源回収のこと。

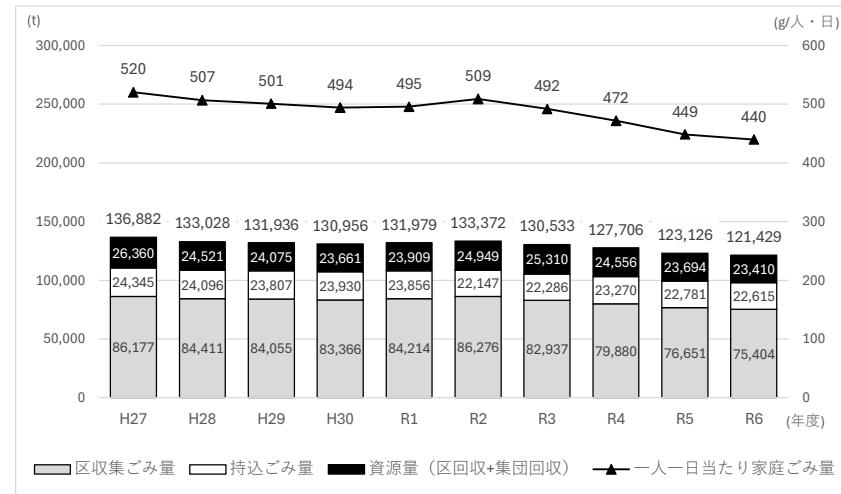
(2) ごみと資源の処理の流れ

ごみの収集・運搬は本区、焼却・破碎等の中間処理は清掃一組、最終処分は東京都が、それぞれ分担・連携して行っています。



4 区のごみと資源の排出量

葛飾区のごみの年間総排出量は平成 27 年度の 136,882t から令和 6 年度には 121,429t へ減少し、10 年間で約 1 割削減されました。家庭系ごみは 86,177t から 75,404t へ減り、一人一日当たりの排出量も 520g から 440g に減少しています。事業系ごみも 24,345t から 22,615t に減少し、いずれも着実にごみ排出抑制が進んでいます。なお、令和 2 年度はコロナ禍の影響で家庭ごみが一時的に増加しましたが、その後は再び減少傾向にあります。

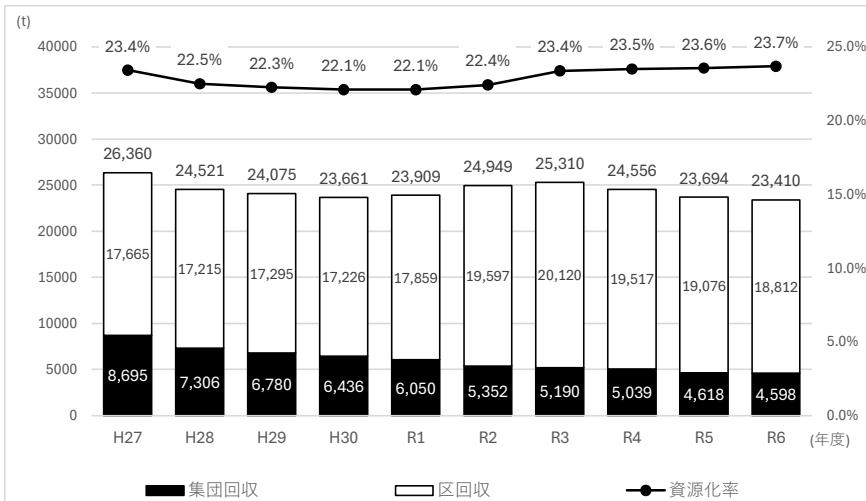


※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

図-4 区のごみと資源の排出量の推移

5 区の資源回収量と資源回収率

資源回収量は全体として横ばいまたは微減で、平成 27 年度 26,360t から令和 6 年度 23,410t となって います。行政回収は令和 2 年度以降増加し令和 3 年度には 2 万 t を超え、近年も高水準を維持して います。一方、集団回収は平成 27 年度の約 8,700t をピークに減少し、令和 6 年度には 4,500t 台まで半減 しました。また、資源回収率は令和元年度まで減少傾向が続きましたが、令和 2 年度以降 24% 近くまで上 昇しています。



※資源化率=資源量／(区収集量合計+資源量)

※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

図-5 区の資源回収量と資源回収率の推移

6 区のごみの組成分析結果（令和元年度と令和6年度の比較）

(1) 燃やすごみ

家庭ごみの令和元年度と令和6年度の調査結果を比べると、紙類が25.5%から29.3%へ増加し最大割合となり、厨芥は38.2%から32.0%へ減少しました。繊維類・プラスチック類・その他可燃物は増加し、草木類は10.5%から6.4%へ減少しています。

事業系ごみでは、厨芥が48.9%から51.1%へ増加し中心的要素となっています。紙類はやや減少し、ゴム・皮革類は0.3%から15.1%へ増加、プラスチック類は17.2%から6.5%へ減少しました。

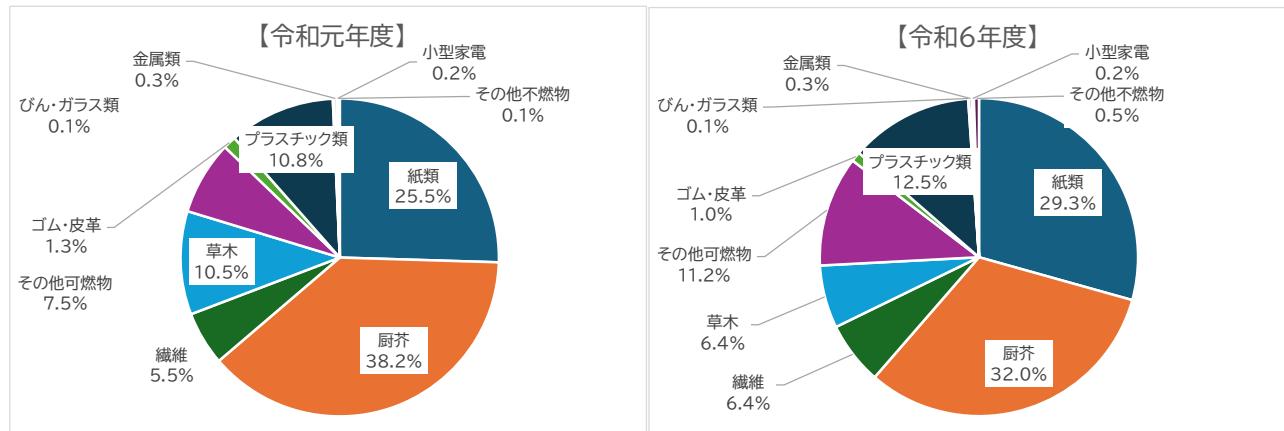


図-6 燃やすごみの組成（家庭ごみ）

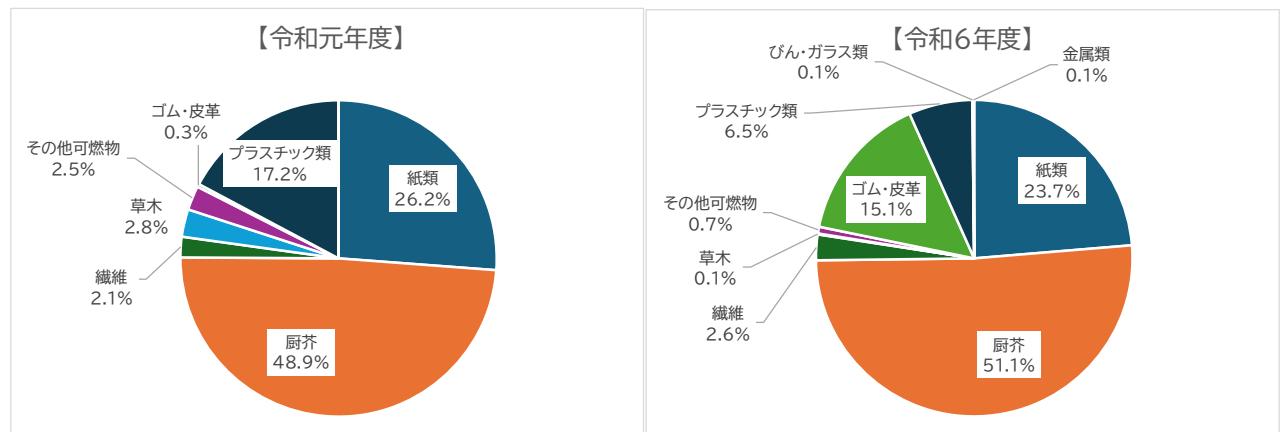


図-7 燃やすごみの組成（事業系ごみ）

令和6年度の燃やごみ不適正排出率は20.5%で、前回(令和元年度は20.3%)とほぼ横ばいでした。不適正物の最多は紙類(資源)で10.9%と依然高く、プラスチック製容器包装も7.0%から8.1%へ増加しています。一方、PETボトルや缶は微減するなど改善も見られますが、びんや燃やさないごみの混入は増加しました。結果として不適正排出の約5分の1は資源ごみであり、特に紙類とプラスチック容器包装の混入が課題となっています。

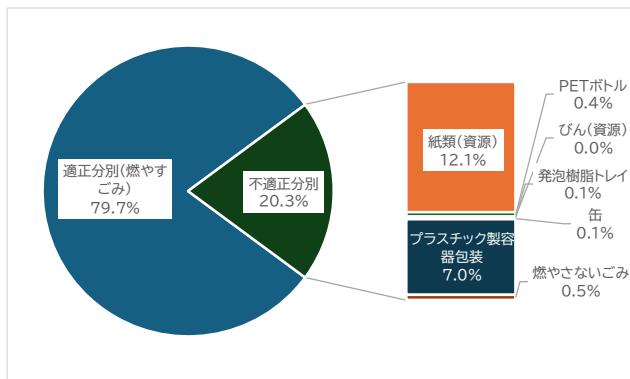


図-8 適正排出率と資源混入率（家庭ごみ＋事業系ごみ）【令和元年度】

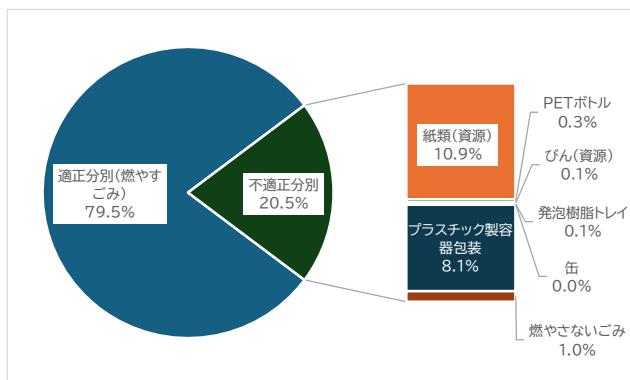


図-9 適正排出率と資源混入率（家庭ごみ＋事業系ごみ）【令和6年度】

(2) 燃やさないごみ

家庭系の燃やさないごみの令和元年度と令和6年度の調査結果を比べると、金属類が35.6%から28.2%へ減少し、逆に小型家電は9.3%から16.1%、びん・ガラス類は12.9%から17.7%へ増加しました。プラスチック類は11.2%から7.1%へ減少し、分別改善が進んだ可能性があります。その他、紙類やゴム・皮革類はやや増加しています。生ごみは4.2%から0%となり、混入が改善されました。

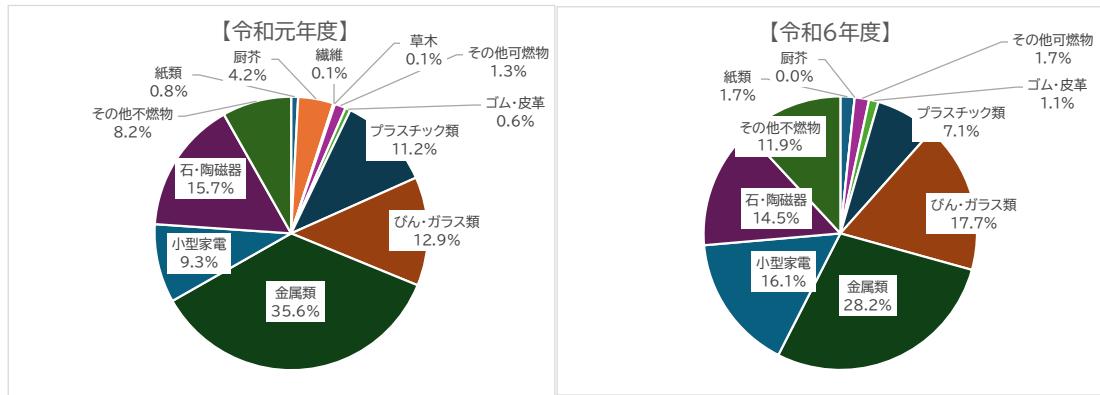


図-10 燃やさないごみの組成（家庭ごみ）

燃やさないごみの不適正排出率の調査結果も同様に比較すると、27.0%から20.7%へ改善し、令和6年度の調査結果では、適正分別率が79.3%となりました。不適正物の内訳は燃やすごみ10.0%、資源ごみではびん7.2%、缶1.8%、プラスチック製容器包装0.6%が含まれています。

全体的に分別精度は向上しているものの、燃やすごみや資源ごみの混入は依然存在しています。今後は分別の徹底と回収体制の強化により、不適正排出の抑制と資源化の促進が課題です。

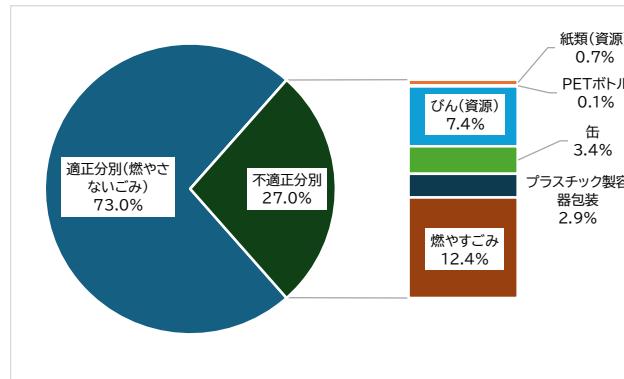


図-11 適正排出率と資源混入率【令和元年度】

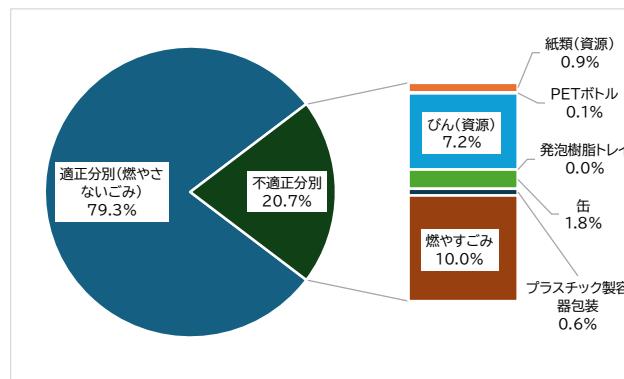


図-12 適正排出率と資源混入率【令和6年度】

(3) プラスチック製容器包装

令和6年度のプラスチック製容器包装の組成では、プラスチック類が94.8%を占め、分別の精度が高まっています。異物混入は全体的に減少し、紙類は3.8%から0.8%、厨芥は1.7%から0.4%に改善しました。一方、その他可燃物は2.7%と増加し、汚れたプラやスポンジなど分類が曖昧な素材が目立ちます。金属やびん類もわずかに増加しており、複合素材の分別判断の難しさが示されています。

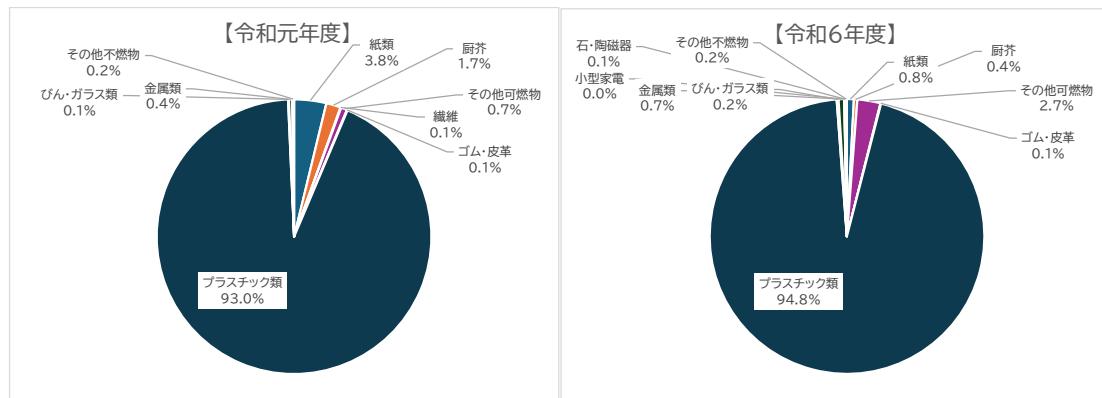


図-13 プラスチック製容器包装の組成（家庭ごみ）

令和6年度のプラスチック製容器包装ごみの適正分別率は80.5%で、令和元年度から5.8ポイント上昇しました。PETボトルの混入も7.6%から2.0%へ改善し、紙類・びん・缶など資源物の混入も減少しています。一方、燃やすごみの混入は12.8%から14.0%へ増加し、汚れたプラやシール付き包装材などの誤排出が課題です。

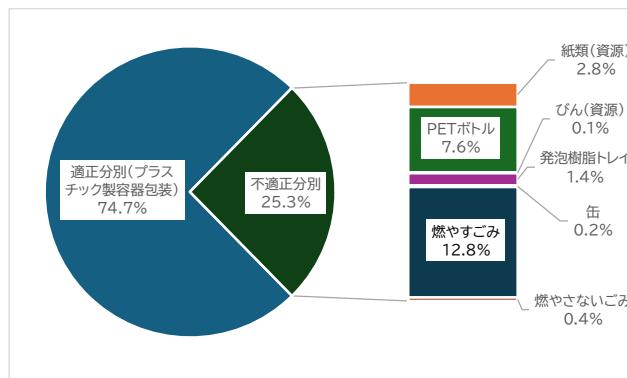


図-14 適正排出率と資源混入率【令和元年度】

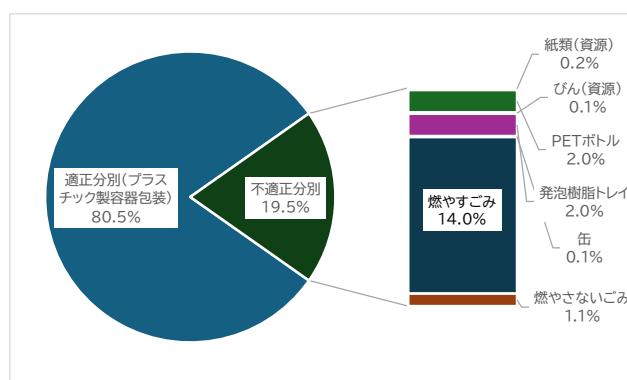
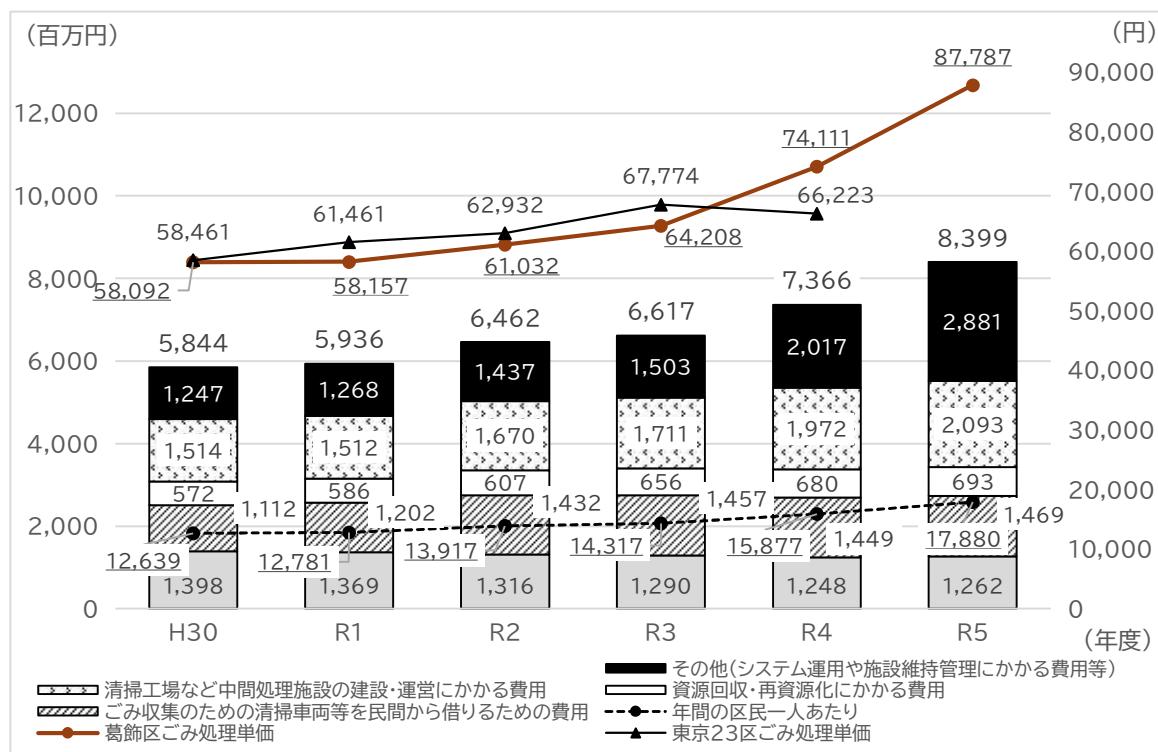


図-15 適正排出率と資源混入率【令和6年度】

7 ごみ処理事業に要する経費

清掃事業経費は平成 30 年度の約 58 億円を底に増加し、令和 5 年度には約 83 億 9 千万円に達しました。特に「その他経費」が 5 年間で 2.3 倍に拡大し、中間処理施設費や資源回収費なども上昇しましたが、清掃事務所の移転による一時的な要因も含まれ、令和 7 年度以降は縮小見込みです。その結果、ごみ処理単価は令和 3 年度以降急騰し、令和 5 年度は 87,787 円/t と 23 区平均を上回りました。区民一人当たり経費も平成 30 年度の 12,639 円から令和 5 年度には 17,994 円へ約 4 割増加し、排出量減少ではコスト増を吸収できていません。



※端数処理の関係で、内訳は合計と一致しないことがあります。

図-16 葛飾区の清掃事業経費の推移

8 現行第4次計画の目標進捗状況・達成度

第4次一般廃棄物処理基本計画で設定された主要指標と、現時点での進捗状況は以下のとおりです。

・区民一人一日当たり家庭ごみ排出量

令和元年度実績 495g を基準値とし、令和12年度までに 425g まで削減する目標ですが、令和2年度はコロナ禍の影響で一時増加したものの、その後減少傾向に転じており、令和6年度は 440g と基準年度から 55g 減少しました。目標値に向けて順調に削減が進んでいます。

・事業系ごみ年間総排出量

令和元年度 23,856t を基準に、令和12年度までに 23,805t に抑制する目標です。令和2～3年度はコロナ禍による経済活動縮小で目標以上の大幅な減量が一時的に生じ、現状も目標値を下回る水準で推移しています。ただし、経済・人流の回復度合いによっては変動が大きくなる可能性があるため、引き続き動向を注視しつつ、発生抑制や分別徹底などの取組を継続・強化して目標水準の維持を図ります。

・資源回収率

令和元年度実績 22.1%を基準に、令和12年度までに 27%に引き上げる目標です。しかし、資源回収率は 22～23%前後で横ばい傾向が続いており、直近の令和6年度実績は 23.7%となっています。目標達成には更なる上積みが必要な状況です。

指標	基準 (令和元年度)	実績 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	元年度→6年度の変化
区民一人一日当たりの家庭ごみ量	495g	440g	425g	-55g(-11.2%)
事業系ごみ年間総排出量	23,856t	22,615t	23,805t	-1,241t(-5.2%)
資源回収率	22.1%	23.7%	27.0%	+1.6ポイント

第4章 計画達成に向けた現時点の課題整理

1 ごみの発生抑制の課題

(1) 家庭系ごみの課題

本区では、令和12年度までに区民一人一日当たりの家庭ごみ排出量を425gに削減する目標を掲げています。

令和元年度495gから、令和6年度には440gまで減少し、約55g(11.1%)の削減を達成しました。減少傾向は区民の協力やレジ袋有料化の影響も反映していますが、依然として目標との差は15g残っています。

令和6年度葛飾区一般廃棄物処理基本計画見直しにかかる基礎調査報告書の中の区民アンケート（以下、「区民アンケート」という。）からは、日常のごみ減量の行動について、「マイバッグ持参」の実施率が87.3%と高く、令和元年度調査時(67.0%)と比べて顕著に上昇しました。背景には、令和2年度に実施されたレジ袋の有料化が行動変容を後押ししたことがうかがえます。

一方、区の情報提供・PRについては、区民アンケートで「十分に行われている」46.6%に対し「まだ不十分である」49.8%がやや上回り、内容面でも「わかりづらい」が40.5%にのぼりました。今後は、区の情報提供・PRをより分かりやすく丁寧に行う必要があります。情報の入手先は「資源とごみの収集カレンダー」86.3%、「正しい分け方・出し方(保存版)」47.8%が中心である一方、デジタル媒体では区ホームページ12.1%、区公式LINE1.0%にとどまっています。紙媒体の充実に加え、デジタルでの分かりやすい発信の強化が課題です。

こうした資源を可能な限り長く維持し、効率的な利用を促進していくことは、循環経済（サーキュラーエコノミー）へ転換の観点からも重要です。

(2) 事業系ごみの課題

事業系ごみの年間排出量は、令和元年度の23,856tから令和6年度では22,615tへと約1,200t減少しました。事業者によるリデュースの取組や処理手数料改定(40円/kg→46円/kg)など経済的誘導策の効果が一定程度反映されています。

しかし、業種や規模による取組格差は依然として存在し、食品廃棄や容器包装廃棄の抑制は十分とは言えません。今後は、事業者への情報提供や相談体制の充実、持続的な排出抑制を促す支援が求められます。

現状は目標値を下回っていますが、景気や人流の変動で増加に転じる可能性もあるため、動向の丁寧なモニタリングと、業種別の助言・伴走支援、食品廃棄・容器包装の発生抑制策の継続・強化が求められます。

2 資源化の課題

(1) 分別の課題

資源回収率は令和元年度 22.1%から令和6年度 23.7%へ上昇しましたが、依然として目標の27%には届いていません。家庭ごみに資源物が混入している実態は、雑紙や紙パック、古紙類などで顕著です。区民アンケートでは、雑紙を「分別せず燃やすごみに出している」と回答した人が2割台に達し、分別ルールの定着に課題が残っています。

組成分析でも、燃やすごみに多量の雑紙が含まれていることが確認されており、資源化率を高めるためには紙類資源化の徹底が不可欠です。雑紙専用回収袋の配布、イベントなどの啓発活動、学校や町会を活用した集団回収との連携など、多角的な仕組みづくりが求められます。

(2) 集団回収・拠点回収の課題

集団回収量は平成27年度の約8,700tをピークに減少傾向にあり、令和6年度には4,500t台と半減しました。背景には新聞・雑誌の購読減少による古紙発生量の減少があります。発生源自体が減少する中でも、地域ぐるみの資源回収活動は住民交流や環境教育の場として意義が大きく、区として維持・支援策を講じる必要があります。

拠点回収については、区施設やスーパーマーケット等にボックスを設置し、古布や小型家電、乾電池、廃食油など多様な資源を回収しています。今後は利便性の向上により利用促進を図るとともに、拠点回収品目の追加や民間事業者との連携強化も検討すべき課題です。

(3) プラスチックの資源化の課題

令和6年度葛飾区一般廃棄物処理基本計画見直しに係る基礎調査報告書によると、プラスチック製容器包装の適正分別率は74.7%（令和元年度）から80.5%（令和6年度）へ上昇し、一定の成果が得られていることがわかります。しかし、燃やすごみの中には、なお製品プラスチックや複合素材が混入しており、適正な分別を妨げる要因となっています。

令和元年度と令和6年度を比較したデータでは、家庭系燃やすごみに占める廃プラスチックの割合が10.8%から12.5%へ増加（+1.7ポイント）、事業系では17.2%から6.5%へ減少（-10.7ポイント）しています。

それにより、プラスチック焼却量は年間約12,512tから約10,460tへと削減され、CO₂排出量ベースでは年間約34,533t-CO₂から28,871t-CO₂へ、5,662t-CO₂の削減効果が確認されています。（表-1）

このことから、プラスチックごみの資源回収・適正分別は、単なるごみ減量や循環利用の観点にとどまらず、脱炭素・気候変動対策の視点からも重要な施策であることが分かります。

資源化率のさらなる向上と、燃やすごみに残ってしまうプラスチックの削減は、CO₂排出抑制という観点でも喫緊の課題です。

今後は、分別対象外プラ（製品プラや汚れ付き複合素材など）を減らす回収体制の整備と、住民の誤排出を防ぐ分別誘導策を「ごみ減量+CO₂削減」という観点でも強化していく必要があります。

表-1 温室効果ガス排出量算定の根拠

項目	単位	R1	R6	R6-R1
家庭系燃やすごみ排出量	t/年	77,860	71,923	-5,937
持込ごみ(事業系)	t/年	23,856	22,615	-1,241
組成による廃プラの割合				
家庭系	%	10.8%	12.5%	1.7%
事業系	%	17.2%	6.5%	-10.7%
プラ焼却量	t/年	12,512	10,460	-2,052
排出係数	t-CO ₂ /t	2.76	2.76	
CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	34,533	28,871	-5,663

※1 算定式：CO₂排出量 (t-CO₂/年) = 可燃ごみ量 (t/年) × プラスチック組成割合 (%) × 排出係数 (2.76 t-CO₂/t)

※2 排出係数（プラ焼却起因）は、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)（令和7年3月）（環境省）より

(4) 情報提供・啓発の課題

区民の多くは「資源とごみの収集カレンダー」やパンフレットなどの紙媒体を主な情報源として活用しており、分別ルールの浸透には一定の効果を上げています。一方で、若年層を中心にデジタル媒体の利用が拡大していることから、ホームページやSNS等を活用した情報提供を強化し、媒体特性に応じて見やすさ・探しやすさ・更新の機動性を高めることが重要です。

情報発信は単なるルール周知にとどまらず、「なぜその分別が必要か」「それが環境負荷や処理コストにどう影響するか」を具体的に示すなど、内容の分かりやすさと丁寧さを高め、区民の理解と共感を得て行動変容につなげる工夫が求められます。

こうした課題を踏まえ、次節「家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進」では、学校・地域・デジタルを連動させた双方向・参加型の広報により、家庭での具体的実践につながる3Rの普及啓発を横断的に強化します。

3 収集・運搬・処理・処分の課題

(1) 収集体制の課題

近年、地域コミュニティの縮小や多様化するライフスタイルの影響を受け、集積所の管理や排出マナーに関する課題が顕在化しています。

さらに、使用済み注射針や小型充電式電池、スプレー缶など危険物の混入事例が見られ、とりわけ小型充電式電池の混入が、清掃車や清掃工場の発火・火災を招いており、深刻な課題です。適正な排出方法の周知徹底と分別の徹底を一層進めます。

(2) 経費・財源の課題

清掃事業経費は増加傾向にあり、令和5年度の事業系ごみ処理手数料改定は、ごみ減量を促す一方で財源確保のための措置もあります。

今後は収集ルート最適化、車両配置の見直しなどによって効率化を図るとともに、資源物市場価格の変動リスクに対応する仕組みを整える必要があります。

第5章 計画の体系

本計画（改定）では、以下の体系に基づき施策を展開します。

基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用の推進	1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進・3Rの普及啓発																	
	(1) 食品ロス削減に向けた取組																	
	① 葛飾区食品ロス削減アクションプランの普及啓発																	
	(2) ごみの発生抑制に向けた普及啓発の充実																	
	① 子どもを対象とした環境学習の充実									② 大人を対象とした環境学習の充実								
	③ ごみ減量・3Rに関する情報提供の充実									④ 普及啓発イベントの実施								
	⑤ キャラクター（リー（R e e）ちゃん）を活用した普及啓発									⑥ 区民・事業者・区の協働によるごみ減量の推進								
	⑦ 3R推進パートナーによる3R活動の推進									⑧ かつしかエコライフプラザの機能の充実								
	(3) 再使用の推進と3Rの普及啓発																	
	① 不用品利用の促進									② 不用品の展示・販売								
	③ グリーンバンク事業の推進									④ 自転車のリサイクル								
	(4) 経済的手法によるごみ減量の推進																	
	① 3Rエコポイント制度の検討									② 家庭ごみ減量のための経済的手法の導入								
2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進																		
(1) ごみの発生抑制に向けた普及啓発																		
① 区の率先した取組									② 事業者への啓発活動									
(2) ごみの適正排出に向けた取組																		
① 区収集を利用する事業者に対する適正排出指導									② 説明・相談体制の確立									
③ 大規模事業所等に対する適正排出指導																		
(3) 事業者のごみ減量に向けた取組への支援																		
① 取組への動機づけ									② 業種ごとのガイドライン作成									
(4) 許可業者収集への移行促進																		
① 区収集排出基準の見直し																		

1 家庭から出る資源の循環	
(1) 徹底的なプラスチックの資源循環	
① プラスチック製容器包装の分別徹底	② マイボックス運動の推進
③ 環境学習へのメニュー追加	④ 事業者との協働による使用量削減の推進
⑤ ボトル to ボトルの推進	⑥ バイオマスプラスチックに関する普及啓発
⑦ バイオマスプラスチックを使用する事業者の支援	⑧ 製品プラスチックの分別回収の定着と周知強化
(2) 雑紙の資源化に向けた取組	
① かつしかルールの普及啓発の徹底	② 雑紙回収チャレンジの実施
③ 事業者向け環境学習	
(3) 新たな資源化の推進	
① 燃やさないごみの資源化	② 粗大ごみの資源化の検討
③ 区による資源回収の推進	④ 繊維 to 繊維
(4) 集団回収の取組支援	
① 集団回収の取組支援	
(5) 資源持ち去り防止対策	
① 資源持ち去り防止対策	
2 事業所から出る資源の循環	
(1) 事業者による資源の自主回収の促進	
① 事業者による資源の自主回収の促進	

1 効率的・効果的な清掃事業の推進	
(1) ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施	
① ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施	
(2) 収集・運搬サービスの充実	
① 収集・運搬サービスの充実	
2 ごみの適正排出に向けた取組	
(1) ごみの適正排出に向けた取組	
① 誰もが適正に排出できる環境整備	② 不法投棄防止対策
③ 一般廃棄物処理業者の指導	④ 適正なごみ処理手数料の設定
3 中間処理	
① 効率的に安定した全量処理体制の確保	② 環境負荷の低減
③ 地球温暖化防止対策の推進	④ 最終処分場の延命化
⑤ 災害対策の強化	
4 最終処分	
① 最終処分場の延命化	

第6章 計画の目標

本計画は、引き続き以下の目標を設定し、目標達成を目指し施策を推進します。なお、既に目標値を達成している項目についても、リバウンドを防ぎ、引き続き削減を進めます。

指標	基準 (令和元年度)	実績 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
区民一人一日当たりの家庭ごみ量	495g	440g	425g
事業系ごみ年間総排出量	23,856t	22,615t	23,805t
資源回収率	22.1%	23.7%	27.0%

第7章 施策の展開

基本方針Ⅰ ごみの発生抑制・再使用の推進

1 家庭から出るごみの発生抑制・再使用の推進・3Rの普及啓発

(1) 食品ロス削減に向けた取組

① 葛飾区食品ロス削減アクションプランの普及啓発

葛飾区では、「葛飾区食品ロス削減アクションプラン」に基づき、2030年までに区内の食品ロス量を半減するという目標に向けた取組を進めています。区民・事業者・区が協働して、発生抑制を最優先とした食品ロスの削減を図り、家庭における食品ロスの削減や適正な再生利用の推進を目指します。また、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、食品ロス削減の推進役を担っていきます。

今後は、まとめ買い後の使い残しや期限切れによる食品の廃棄を減らすため、適量購入や少量調理の実践を呼びかける情報発信を一層強化します。さらに、小売店等における「てまえどり」の実践を促進するため、SNSなどを活用した啓発キャンペーンを展開し、区民への認知度向上を図っていきます。あわせて、地域全体での食品ロスの削減につながる新たな仕組みづくりについて、研究・検討を進めていきます。

(2) ごみの発生抑制に向けた普及啓発の充実

① 子どもを対象とした環境学習の充実

保育園や幼稚園、小・中学校において、学齢に応じた環境学習を実施するほか、紙芝居や学習用DVDの貸出、リサイクル関連施設の見学なども行っています。また、環境学習内において、カード教材の活用や、ワークシートの配布なども行い、子どもと保護者が一緒にごみ減量・3Rを考える機会の創出にも努めています。

今後も、子ども一人一人の行動がごみ減量・3Rの促進に結び付くよう、内容の充実を図るとともに、実施園・実施校を拡大していきます。

② 大人を対象とした環境学習の充実

集積所を利用する方々を対象とした排出指導や、清掃協力会などとの連携による地域における清掃研修会の実施など、地域の大人に向けた環境学習に取り組んでいます。今後も、より身近な学びの機会として、ごみ減量・3Rを実践するきっかけとなるよう、リサイクル関連施設や清掃工場などを活用した環境学習の実施を検討していきます。

また、区民・事業者との協働により、地域における分別排出ルールの周知・啓発にも引き続き取り組んでいきます。

③ ごみ減量・3Rに関する情報提供の充実

ごみ減量の必要性や具体的な取組方法については、広報紙、かつしかFM、ホームページ、「資源とごみの収集カレンダー」、区公式SNSなど、多様な媒体を活用して情報提供を行っています。

今後は、幅広い世代が主体的にごみ減量・3Rに取り組めるよう、動画や多言語対応コンテンツ等の充実を図り、誰もがアクセスしやすく、行動につながる情報提供体制の整備を進めています。

④ 普及啓発イベントの実施

区と葛飾清掃工場共催の「ごみ減量・清掃フェアかつしか」などの各種イベントを通じて普及啓発活動を実施しています。また、区主催のイベントに限らず、区内大学の学園祭等に積極的に参加し、幅広い世代に向けた普及啓発活動を展開しています。

今後は、来場者がごみ減量・3Rの取組を身近に感じ、実践につなげられるよう、食ロス削減クッキングの紹介動画の周知を強化するとともに、体験的な学習機会の充実を図っていきます。

⑤ キャラクター（りー（R e e）ちゃん）を活用した普及啓発

葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクター「りー（R e e）ちゃん」は、これまで配布物やDVD、イベントでの着ぐるみ活用、オリジナル再生品の販売などを通じてPRに活用してきました。今後は、オンラインコンテンツの充実を図り、若年層を含めた幅広い世代に親しみやすい広報展開を推進します。

⑥ 区民・事業者・区の協働によるごみ減量の推進

区民・事業者・区で構成する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」では、区民や事業者が容易に実践できる具体的な取組として「かつしかルール」を検討・決定し、ごみ減量キャンペーンにおけるマイバッグの普及・利用促進などの活動を行っています。今後は、レジ袋に加えてストロー・スプーン・フォークなどの使い捨てプラスチック製品の削減について、既存のイベント等を活用して周知を図っていきます。

⑦ 3R推進パートナーによる3R活動の推進

地域の中で3R活動に積極的に取り組んでいく人材を育成するため、3R推進パートナー養成講座を実施し、人材を育成してきました。今後も、3R推進パートナーが活躍できる場の環境づくりに継続して取り組むとともに、幅広い活動の機会を提供するなど、活動しやすい仕組みや支援の充実に努めます。

⑧ かつしかエコライフプラザの機能の充実

平成23年6月に、ごみ減量・3Rに関する情報提供や学習、実践、活動、人材育成の拠点として、かつしかエコライフプラザを開設しました。開設後は、図書館との複合施設である利点を活かした情報提供や学習の場とするほか、各種講座の実施、環境・3Rに関するパネルや模擬ごみ等による体験型展示、リユース家具や日用不用品等の展示・販売、エコ講座の開催など様々な催しで活用し、普及啓発の一翼を担ってきました。

今後は、区民や事業者に対する情報提供と交流の場としての機能をさらに高めるため、一部講座についてはオンライン配信を取り入れ、来館が難しい方にも学習機会を広げられるように検討していきます。また、リユース家具や不用品の展示・販売については、区のホームページを活用した情報発信の充実を図るなど、利便性の向上に努めます。

(3) 再使用の推進と3Rの普及啓発

① 不用品利用の促進

家庭で不用になった生活用品の情報を区に登録し、譲りたい人と譲ってほしい人が直接交渉を行う「不用品交換情報」の制度により、物品の有効利用を図っています。特に利用期間が限られるマタニティ服や乳幼児・子ども用品については、再使用の促進を目的に洋服交換会をかつしかエコライフプラザや児童館などで実施しています。今後も、他自治体や民間事業者の動向を注視しつつ、引き続き、より多くの方がリユースに参加しやすい環境づくりについて、研究・検討を進めています。

② 不用品の展示・販売

かつしかエコライフプラザと消費生活センターでは、家庭で不用になった生活用品の展示・販売を行っています。また、かつしかエコライフプラザとリサイクルセンターでは、粗大ごみとして出された家具などのうち、使用可能なものをリユース家具として展示・販売しています。今後は、区ホームページでの掲載内容の充実など、来館前に在庫状況を把握しやすくする仕組みの整備や、区主催イベントにあわせた展示・提供の機会拡大などを通じて、不用品やリユース家具の活用促進に取り組みます。

③ グリーンバンク事業の推進

引き続き、不用となった樹木を有効活用するため、住宅の増改築などにより、やむを得ず伐採される庭の樹木を区が引き取り、必要な方へ提供するグリーンバンク事業を実施します。

④ 自転車のリサイクル

引き続き、駅周辺に放置・撤去され、保管期間の過ぎた引き取り手のない自転車を、東京都自転車商協同組合本田支部及び東京都自転車商協同組合亀有支部の指導を受けながら、障害のある方が車体洗浄、整備及び修理を行い、リサイクル自転車として葛飾自転車商協同組合を通じて販売します。

(4) 経済的手法によるごみ減量の推進

① 3Rエコポイント制度の検討

一部の商店会において、レジ袋の削減を啓発するために、マイバッグの利用者にポイントを付与する「スタンプカード事業」を実施してきました。今後は、こうした取り組みの効果や課題を検証しつつ、店舗や地域の協力を得ながら、3R行動の促進につながる工夫や仕組みづくりについて検討を進めます。あわせて、世代を問わず参加しやすい周知・啓発のあり方も引き続き検討していきます。

② 家庭ごみ減量のための経済的手法の導入

家庭ごみの有料化は、ごみ排出抑制と費用負担の公平化を同時に図る代表的な経済的手法です。環境省の最新調査（令和6年度〈令和5年度実績〉一般廃棄物処理事業実態調査）によれば、粗大ごみを含まない家庭ごみの処理手数料については、67.1%の自治体が導入済みです。（粗大ごみを含む家庭ごみ処理手数料の有料化については、82.0%の自治体が実施しています。）

一方、23区ではこれまで無料収集が続いてきましたが、最終処分場の延命の必要性の観点から、特別区長会でも、今後の資源循環施策として、家庭ごみ有料化について、引き続き、実現に向けた検討を進めています。

葛飾区において有料化を検討する際は、こうした都・23区の議論の行方を注視しつつ、①最終処分場残余容量と清掃事業経費の見通し、②減量効果とリバウンド防止策、③不法投棄・持ち去り対策などを総合的に検証することが不可欠です。また、先行の自治体が実施するスキームのメリット・デメリットを比較し、段階的・試行的な導入も選択肢として検討することも必要です。

なお、経済的インセンティブはあくまで手段であり、区民の分別意識向上やリデュース行動を促す既存施策（かつしかルール・食品ロス削減アクションプラン等）と一体的に進めることで、効果を最大化できる点にも留意が必要です。

2 事業所から出るごみの発生抑制・再使用の推進

(1) ごみの発生抑制に向けた普及啓発

① 区の率先した取組

区内最大規模の事業者でもある区は、資源循環型地域社会の担い手である自らの責任を自覚し、引き続き、庁舎やその他の区施設から発生するごみと資源の適正排出や3Rに全庁的に取り組み、ごみ減量を一層進めています。また、庁内のプリンターにセキュアプリント機能※を導入し、職員の庁内プリンター利用の低減を促すなど、庁内のDX化を進め、職員一人ひとりの行動変容を促進します。

（※機密情報を含む文書を印刷する際に、情報漏えいを防ぐためのセキュリティ機能）

② 事業者への啓発活動

事業活動によって生じる廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理することが法により定められています。また、リサイクル等を行い、ごみ減量に努めることはもとより、製品や容器が廃棄物となった場合に、適正な処理が困難にならないような開発を行うことも求められています。

これらの事業者の役割や、適正な処理及びごみ減量の方法について、広報紙やパンフレットの配布、廃棄物管理責任者講習会、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」の参加団体等への説明など、様々な方法により周知の徹底を図ります。

また、商工会等との連携を図り、ごみ減量に取り組む事業所間で意見交換を行いながら、事業者の自発的なごみ減量に向けた取組をより一層促進します。

加えて、近年、民泊施設の増加に伴い、事業者責任の明確化や排出マナーの徹底が課題となっています。条例制定の動向も注視しつつ、事業者が適正に処理できるよう周知していきます。

(2) ごみの適正排出に向けた取組

① 区収集を利用する事業者に対する適正排出指導

区収集を利用する事業者に対しては、適正な有料ごみ処理券の貼付や分別について、引き続き丁寧な指導を行い、資源循環を促進できるような適正排出を促していきます。

② 説明・相談体制の確立

事業系ごみを排出する事業所等からの廃棄物の処理委託や適正排出に関する相談及び問い合わせに、引き続き対応していきます。

③ 大規模事業所等に対する適正排出指導

大規模事業所や食品関連事業所、店舗といった、ごみと資源を多量に排出する事業所に対し、廃棄物管理責任者講習会や条例に基づく立入検査などを実施することで、ごみ減量の取組や適正処理についてより一層指導していきます。

(3) 事業者のごみ減量に向けた取組への支援

① 取組への動機づけ

事業者がごみ減量・3Rに積極的に取り組んでいくためのインセンティブとして、これまで「エコチャレンジ（事業者部門）」「エコマスター（事業者部門）」の認定制度を通じて、優良事業者を表彰し、区ホームページ等で広報することで、事業者の自主的な取組を促進してきました。（「エコチャレンジ」「エコマスター」認証制度 令和5年度をもって事業終了）

今後は、ごみの減量を含めた環境に配慮した経営の推進を目的として、「エコアクション21」「グリーン経営認証」に基づく取組を行う事業者を引き続き支援し、持続可能な経営と資源循環の両立に向けた環境行動の裾野拡大を目指します。

② 業種ごとのガイドライン作成

事業系ごみは、業種によってごみの排出割合に特徴があります。今後は、紙類の多いオフィスや工場では、紙類のリサイクルの徹底を行い、生ごみの多い飲食店や小売店では、生ごみのリサイクルルートの案内など、業種ごとの特性に合わせたごみ減量・3Rの方法を、ガイドラインにまとめて多様な媒体

で情報提供することで、より効果的な事業系ごみの減量を引き続き進めています。

(4) 許可業者収集への移行促進

① 区収集排出基準の見直し

排出基準量（日量 10 kg）を超える事業者に対して、許可業者による委託収集への転換を引き続き指導します。排出基準量を超えない事業者についても、必要に応じて排出基準量を見直すことで、さらなる許可業者収集への移行を促します。

基本方針Ⅱ 多様な資源循環の推進

1 家庭から出る資源の循環

(1) 徹底的なプラスチックの資源循環

① プラスチック製容器包装の分別徹底

プラスチック製容器包装については、「資源とごみの正しい分け方・出し方」等の冊子配布や啓発活動を通して分別排出ルールの周知徹底を図るとともに、集積所を利用される方への排出指導体制について検討し、適正な分別を推進していきます。

② マイボックス運動の推進

商店会と協働し、飲食店等で食品をテイクアウトする際に、ワンウェイ（使い捨て）プラスチック製容器ではなく、繰り返し利用できる容器に詰めて持ち帰る取組を引き続き検討していきます。

③ 環境学習へのメニュー追加

環境への負荷の低減を図るうえで、天然資源の持続可能な利用が求められており、特に海洋プラスチックや化石資源への依存度が国際的な課題となっています。こうした状況を踏まえ、生ごみの減量や資源の適正な分別に加えて、プラスチックの3Rや脱炭素など最新の資源課題にも触れた内容を、小学生向けの環境学習メニューに順次盛り込んでいきます。児童が身近な行動変容につなげられるよう、3Rパートナーの協力を得ながら、分かりやすく工夫したプログラムを実施していきます。

④ 事業者との協働による使用量削減の推進

「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」と連携し、レジ袋やプラスチック製ストロー・カトラリー等のワンウェイプラスチック提供を原則“オプトイン方式（希望者のみ提供）”とする店舗拡大を働きかけます。

⑤ ボトル to ボトルの推進

環境負荷の低減に向け、プラスチックを循環利用する（水平リサイクル）ため、民間事業者との協働により、環境学習やパネル展示等による啓発を実施し、引き続きボトル to ボトルを推進します。

⑥ バイオマスプラスチックに関する普及啓発

国や都の動向を注視しつつ、プラスチックの使用が避けられないものに関し、再生材や再生可能資源であるバイオマスプラスチックを用いたものを選択いただき、長く使用いただくよう啓発を行います。特に、焼却せざるを得ないプラスチックへのバイオマス素材の導入を促進します。

例えば、バイオマスプラスチックの袋を配布し、焼却せざるを得ない場合は化石資源由来ではないプラスチックを使用することの必要性についての啓発を区民に行うことにより、バイオマスプラスチックへの理解を深めます。

⑦ バイオマスプラスチックを使用する事業者の支援

代替素材（バイオマスプラスチック等）の販売や使用を行う小売店（商店会）に対するインセンティブの検討を引き続き行います。

⑧ 製品プラスチックの分別回収の定着と周知強化

令和7年4月に開始した製品プラスチック（ハンガーや歯ブラシ、玩具など）の行政回収を定着させるため、「資源とごみの正しい分け方・出し方」や区公式SNS、集積所掲示物を改訂し、対象品目や排出方法を写真とイラストで分かりやすく周知しています。さらに、製品プラスチックを再生原料として活用している事例を広報紙やホームページで紹介するなどして、分別への理解と協力を一層促進していきます。

（2） 雑紙の資源化に向けた取組

① かつしかルールの普及啓発の徹底

集積所に出されるごみの中には、依然として再生可能な雑紙が混入している状況が見られます。雑紙の適正な分別をより一層促進するため、現在実施しているイベントや出前講座での「雑紙回収袋」の配布、資源とごみの収集カレンダーでのイラストによるわかりやすい周知など、既存の取組を継続・充実させていきます。さらに、学校や地区センター等で実施している環境学習を通じて、家庭内での分別意識を高める啓発を進めることで、地域全体での雑紙のリサイクル率向上を目指します。

② 雑紙回収チャレンジの実施

小学生を対象に、一定期間内に家庭から出る雑紙を回収するチャレンジ企画を実施し、日々どれだけの量がごみとして出されているのか、どのような紙が雑紙として資源にできるのか、家族と一緒に体験しながら雑紙の分別を図り、資源化を促進します。

③ 事業者向け環境学習

令和元年度に発行した啓発本等を活用し、3Rを意識した、さらなるごみの適正処理・減量の取組を通じて、環境への負荷を低減する「資源循環型地域社会」の形成に向け、事業者向けの環境学習に取り組みます。なお、これらの学習機会については、オンラインの活用も検討します。

（3） 新たな資源化の推進

① 燃やさないごみの資源化

収集後の選別作業において、金属類や小型家電、段ボール、割っていない食器、傘、ライター、蛍光管・水銀製品、乾電池、飲食用びん等を資源として回収し、リサイクル事業者への供給を行っています。

今後は、こうした取組をさらに拡充し、資源化が可能でありながら現在は燃やさないごみとして処理されている品目についても、資源回収ルートへの移行を段階的に検討・推進していきます。あわせて、区民に対して分別のポイントや変更内容を丁寧に周知し、さらなる資源循環の促進を図ります。

② 粗大ごみの資源化の検討

粗大ごみに含まれる布団や金属類については、引き続き資源化を実施していくことで資源化率の向上に努め、木製家具については、資源化を検討していきます。

③ 区による資源回収の推進

区は、集積所での回収に加え、図書館・地区センター・かつしかエコライフプラザなどの公共施設を活用した拠点回収を実施し、区民がリサイクルに参加しやすい環境づくりを進めています。今後は、こうした拠点回収の回収量や再生利用先の情報を可視化したレポートを作成・公表し、資源循環への理解を深めます。

④ 繊維 to 繊維

焼却されてしまう古布を可能な限り繊維製品として再生する取組である繊維 to 繊維を推進し、資源化率を向上させるため、かつしかルールに「古布の資源化」を加え、啓発活動を通じ、区民・事業者に広く浸透させています。また、集団回収の取組を協働して強化し、古布の回収量の増加とごみ量の削減にも努めています。今後もイベントでの出展等を通じ、引き続き繊維 to 繊維を推進していきます。

(4) 集団回収の取組支援

① 集団回収の取組支援

新たに集団回収をはじめる団体の活動を促進させるとともに既存団体への情報提供として、各団体の取組事例を紹介していきます。また、団体の活動が安定して継続されるために、集団回収業者の確保と支援を行っていきます。

(5) 資源持ち去り防止対策

① 資源持ち去り防止対策

資源の持ち去りは、区民のリサイクル意識を阻害する行為であり、集積所から古紙や缶等の資源を持ち去る行為を条例で禁止しています。防止対策として、区職員による巡回パトロールでの注意指導や資源の早朝回収の実施、持ち去り古紙G P S追跡調査による古紙買取業者への聞き取りと持ち去り古紙の搬入禁止への協力依頼を実施しています。また、特に悪質な行為には行政指導や行政処分を行います。今後も引き続き、資源持ち去り防止に向けた取組を推進していきます。

2 事業所から出る資源の循環

(1) 事業者による資源の自主回収の促進

① 事業者による資源の自主回収の促進

これまで、資源の自主回収や再資源化に積極的に取り組む事業所の取組内容を、広報紙や区ホームページ等で紹介し、事業者による資源循環の取組を広げてきました。今後も、こうした取組の見える化や情報共有を通じて、区内事業者による自主的な資源循環活動を促します。

基本方針Ⅲ 適正なごみ処理の推進

1 効率的・効果的な清掃事業の推進

(1) ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施

① ごみ処理事業経費や減量効果の「見える化」の実施

区民が、ごみ収集の経費や減量化による経費削減効果を確認できるよう、ホームページ等で積極的に情報提供することによって、区民のごみ減量に対する意識の向上を図ります。

(2) 収集・運搬サービスの充実

① 収集・運搬サービスの充実

本区の収集体系は、燃やすごみ週2回、資源（古紙・びん・缶・ペットボトル・製品プラスチック）とプラスチック製容器包装週1回、燃やさないごみ月2回、粗大ごみは申込制による指定日収集又は持込制度としています。加えて、ごみ出しが困難な世帯への訪問収集や、駅前・繁華街の戸別収集など、地域事情に合わせた柔軟な対応も行っています。

今後は、①ごみ・資源回収ルートの最適化、②高齢者・障害のある方へのサポートの充実、③車両台数や稼働時間などの運行データに基づく適正配備、④低公害車両の導入拡大に加え、ＩＣＴやＡＩ等の新技術の導入も視野に入れながら、清掃一組「一般廃棄物処理基本計画」を踏まえて、収集サービスの質の向上と環境負荷のさらなる低減を図っていきます。

2 ごみの適正排出に向けた取組

(1) ごみの適正排出に向けた取組

① 誰もが適正に排出できる環境整備

ごみと資源の分別や出し方については、「資源とごみの収集カレンダー」や広報紙等による情報提供に努めるとともに、分別や排出マナーが不適切な集積所では、個別の排出指導等を通じて、適正排出の徹底に取り組んできました。また、高齢者や障害のある方など、ごみ出しが困難な方々への支援や、外国人向けの多言語表示への対応など、誰もが分かりやすく排出できる環境づくりを進めています。

今後は、体温計や乾電池、蛍光管など水銀を含む廃棄物について、水銀に関する水俣条約や関連法令に基づいた適正な処理を引き続き徹底するとともに、危険性・有害性のある廃棄物の適正処理についても、製品の製造・販売を行った事業者の役割に関する制度の周知や関係機関との連携を進めます。

② 不法投棄防止対策

不法投棄防止に向けては、これまで区職員の巡回パトロールや委託による夜間巡視に加え、区民協力員制度、区内郵便局との情報連携、不法投棄対策連絡協議会の運用など、多層的な取組を進めてきました。今後も、不法投棄防止看板の提供やダミーカメラの貸し出しなどを行うことで、区民・事業者と協働し、実効性のある不法投棄防止対策の強化に取り組んでいきます。

③ 一般廃棄物処理業者の指導

本区では、東京二十三区清掃協議会と連携して、一般廃棄物処理業の許可の申請受付や相談業務、許可業者への立ち入り検査などの指導に取り組んでいます。今後も許可業者による適正処理の向上を図るとともに、許可業者が排出事業者へ行う適正排出の情報提供を支援します。

④ 適正なごみ処理手数料の設定

集積所に出される事業系ごみや、家庭から排出される粗大ごみなどについては、有料で収集しています。手数料を負担することで、ごみを排出する当事者としての意識を持って自ら発生抑制に取り組むこととなり、ごみ減量につながります。ごみ処理手数料については、今後も適正な手数料の設定について23区と連携しながら進めています。

3 中間処理

23区から排出されるごみの中間処理は、清掃一組が担っています。清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」に、中間処理に関する目標と施策体系を定めており、その主な内容については以下のとおりです。

① 効率的で安定した全量処理体制の確保

施設の運営に当たっては、ごみ量・ごみ質の変化に対応した運転・監視及び適切な点検・検査・補修を行い、故障の少ない安定した施設の稼働に努めるとともに、調達困難な部品を計画的に一括購入し管理することで、故障時の早期復旧に努めます。

施設への不適正搬入防止対策として、継続して搬入物検査を実施し、悪質な場合は23区と連携して指導を強化するとともに、著しく悪質な場合は清掃一組の規定に基づき厳正に対応します。また、水銀含有ごみの不適正搬入を防止するため、引き続き23区及び東京都と連携するとともに、不適正搬入防止啓発用DVDを幅広く活用するなど、啓発活動を進めます。

また、AIやビッグデータ解析のICT技術を活用した故障の前兆検知技術や焼却の最適化等の焼却技術、焼却処理により発生する二酸化炭素の回収技術のほか、メタン発酵によるバイオガス化など、今後展開する可能性のある処理技術等についても幅広く調査し、その動向の把握に努めます。

② 環境負荷の低減

ごみを焼却処理する過程で発生する有害な物質については、燃焼管理により抑制するとともに、公害防止設備により削減・無害化を図り、環境負荷を可能な限り低減させます。

また、清掃工場から排出される排ガスについては、法令による規制基準値を守るだけでなく、より厳しい自己規制値等を設定して遵守することで、大気汚染防止対策を徹底します。併せて、定期的に測定データをホームページに公表します。

③ 地球温暖化対策の推進

清掃工場の建替えに当たり、熱エネルギーをより効率的に回収する高効率発電設備を導入するほか、熱供給を継続します。また、省エネルギー対策や構内緑化のほか、建物緑化を進めるとともに、積極的

に再生可能エネルギーを活用した発電を進めるための太陽光パネル等の設置や、道路洗浄のための散水等としての雨水の有効利用を図ります。

その他、地球温暖化対策への適切な対応として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」など関係法令等に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の報告や規制を遵守し、また、使用電力の削減や発電した電力の有効活用を図り、温室効果ガス排出量を低減させます。

④ 最終処分場の延命化

焼却灰の資源化は、最終処分量の削減に大きな役割を担っています。現在、清掃一組では、焼却灰のセメント原料化や徐冷スラグ化、焼成砂化等の資源化処理を行い、焼却灰の有効利用に努めています。

また、不燃ごみ及び粗大ごみを破碎した処理残さのうち、可燃系残さについては清掃工場で焼却処理することで残さを減容化し、最終処分量の削減に努めています。今後稼働予定の中防不燃・粗大ごみ処理施設では、ごみ処理過程での選別精度を向上させ、処理過程で発生する資源の更なる回収を行うことで、最終処分量の削減を行います。

⑤ 災害対策の強化

震災発生などの有事においては、各種事業継続計画に基づき、施設の操業や搬入体制の確保に努めます。また、清掃一組が所管する清掃工場や不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の建替えに当たっては、引き続き関係法令などに基づいた工場建物の耐震性の確保や、立地条件を踏まえた地盤改良や浸水対策等を取り組むとともに、大地震発生後迅速に再稼働できるよう、非常用発電装置を設置し、施設を強靭化します。

その他、区民の安心・安全の向上のため、大規模災害発生時における地域防災への貢献について、23 区とともに検討を進めます。東京都と協定を結んでいる救急救助機関及び民間ライフライン機関の活動拠点としての活用についても、必要な環境の整備を推進します。また、災害時に区等が所有するEV 車への電力供給についても、区等と調整を図りながら検討を進めます。

4 最終処分

① 最終処分場の延命化

清掃工場などのごみ処理施設で中間処理をした後の焼却灰などは、東京都が設置し管理運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場で埋立て処分を行っています。この最終処分場は 23 区の最後の埋立処分場と言われており、今後新たな処分場を確保することは極めて困難です。したがって、最終処分場の延命化を行い、貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、ごみ減量や資源化に取り組むことが非常に重要です。

本区においては、埋立処分場の現状について正しく理解されるよう情報提供するとともに、区民・事業者と協働してごみ減量や 3R に一層取り組み、最終処分されるごみをできる限り減らしていく必要があります。

また、中間処理の段階では、清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」で定められている内容に 23 区が協力して取り組むことで延命化を実現します。

第8章 災害対策

本区において、大規模な地震災害や水害等が発生した場合に、がれきをはじめとする災害廃棄物が大量に発生し、これらの処理に多大な時間を要する事態が想定されます。大量に発生した災害廃棄物は、一時的に仮置場で保管することになりますが、適正に管理されないと火災などの二次災害を招くほか、分別ができていないとその後の処理が困難になります。そこで、本区は、国の「災害廃棄物対策指針」や東京都の「地域防災計画」などと整合性を取りながら、「災害廃棄物処理計画」を策定しました。計画は災害時に区民の生活環境を保全し、被災地域の一日も早い復旧・復興を図ることを目的として、災害時における通常ごみやし尿処理の検討に加えて、災害廃棄物発生量の推計や災害廃棄物を一時的に保管する仮置場の運営方法を検討するほか、最終的に処理先へ搬入するまでの処理体制を定めるものです。

また、大規模災害発生時に、発災後約3か月までの応急対策期、それ以降の復旧・復興期における役割分担や具体的な行動内容・処理の基本方針等を定めた、「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定するためのマニュアルを作成しています。

引き続き、国の「災害廃棄物対策指針」や東京都の「地域防災計画」の更新状況を注視し、隨時、本区の「災害廃棄物処理計画」や「災害廃棄物処理実行計画」の策定マニュアルについても更新することとします。

第9章 生活排水処理基本計画

1 基本方針

本区の下水道普及率は概成100%となっており、し尿を含む生活排水は一部を除いて公共下水道によって処理します。

残存する一般家庭から排出されるし尿は、区が収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所まで運搬しています。品川清掃作業所では、固形分を取り除くなど適正に処理をしてから、下水排出基準内まで希釈して下水道に放流します。

2 し尿の処理

一般家庭から排出されるし尿については、基本的な住民サービスとして、引き続き区で収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所で処理を行うこととします。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥（生ごみ処理汚泥）、事業系し尿及び事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥の処理は、今後も引き続き民間事業者による処理体制を基本としていきます。

3 濾化槽の清掃

浄化槽を設置している家庭に対して、浄化槽の健全な機能を維持するため、定期的な保守点検・清掃などをを行うよう働きかけます。

第10章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

区役所全体で組織する「葛飾区ごみ減量推進対策本部」にて、計画立案・進行管理を行うとともに、区民・事業者・区で組織する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、ごみの発生抑制や3Rの取組を牽引する役割を担うことで、本計画を推進していきます。

また、必要に応じて「葛飾区リサイクル清掃審議会」を設置し、有識者・区民の意見を反映しながら計画の推進を側面支援していきます。

2 計画の進行管理

本計画は、令和3年度から令和12年度までを計画期間としています。この計画で掲げるごみ減量目標値の達成状況や主な施策の進捗状況については、「葛飾区ごみ減量推進対策本部」において進行管理を行い、適時公表します。なお、緊急に対応すべき状況が生じ、見直しが必要となる場合には、毎年度策定する「葛飾区一般廃棄物処理実施計画」の中で対応します。

また、計画期間の中間点に当たる令和7年度には、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえた中間見直しを行っており、その結果を踏まえて計画の実効性を高めています。

葛飾区食品ロス削減アクションプラン

1 策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品を指し、生産・製造、流通、消費の各段階で発生します。日本の食品ロスは直近の令和5年度推計で年間約464万t、内訳は家庭系約233万t、事業系約231万tでした。国は経済損失や温室効果ガス排出量の推計も併せて公表し、削減の必要性が一層明確になっていきます。

世界的に見ても、飢餓や栄養不良に苦しむ人々は依然として多数に上り、食料の生産・廃棄に伴う環境負荷も無視できません。SDGs（目標12）では、「2030年までに小売・消費段階の一人当たりの食料廃棄を半減」の国際目標が設定され、日本でもこの国際目標と歩調を合わせた取組が進められてきました。

国内では、令和元年施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、官民が連携した削減の枠組みが整備されています。「第一次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「第一次方針」という。）では、2000年度比で2030年度までに食品ロス半減という中長期目標を示すとともに、国・地方公共団体・事業者・消費者それぞれの役割、教育・普及啓発、需要と供給のミスマッチの是正、フードバンク等による食品寄附の推進、見える化（実態把握・統計整備）や事業系の排出抑制の推進など、基本的な方向性が整理されました。

その上で、令和7年3月25日に閣議決定された「第二次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下、「第二次方針」という。）では、令和7～11年度の5か年を対象として、教育・普及啓発、事業者の取組支援、食品寄附の推進等の重点施策が改めて整理されました。第一次方針で掲げた「2000年度比で2030年度までに半減」の目標に対しては、事業系は2022年度時点で前倒し達成に至った一方、今後の社会情勢の変化を見据え、引き続き削減を加速する方針が示されています。

本区では、「かつしかルール」による生ごみ減量などの取組を積み重ねてきました。今回のアクションプラン改定では、最新の全国動向（令和5年度推計値）と第二次方針を踏まえ、家庭・事業者・地域団体・行政が一体となって、食品ロスの発生抑制、適切な活用（提供等）、リサイクルの各段階で実効性の高い取組を進め、環境負荷の低減と暮らしの質の向上の両立を目指します。

2 位置付け

本アクションプランは、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項に基づき策定するものです。あわせて、第二次方針や、東京都の「資源循環・廃棄物処理計画」の方向性を踏まえ、一般廃棄物処理計画との調和に努めるという国の考え方にも沿って構成しています。

3 期間

本アクションプランの期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。今回の改定は、令和8年度から令和12年度までの後期5年間に適用します。

あわせて、社会情勢の変化や関係法令の改正、第二次方針等の動きを踏まえ、必要に応じて機動的に見直しを行います。原則として計画期間の途中でもフォローアップを実施し、取組の効果を確かめながら施策の磨き上げを進めます。

4 葛飾区の食品ロスの現状

本区の燃やすごみに含まれる厨芥（生ごみ）類は33.3%あり、燃やすごみの組成で最もも多い割合を占めています。さらに、未使用及び未開封のまま廃棄されたもの（直接廃棄）は19.5%、食べ残しが7.8%であり、削減できる食品ロスが約27%あります（令和6年度調査）。

また、調理くずの中には、過剰除去も含まれているため、食材の早めの使用や調理技術の向上などが必要です。

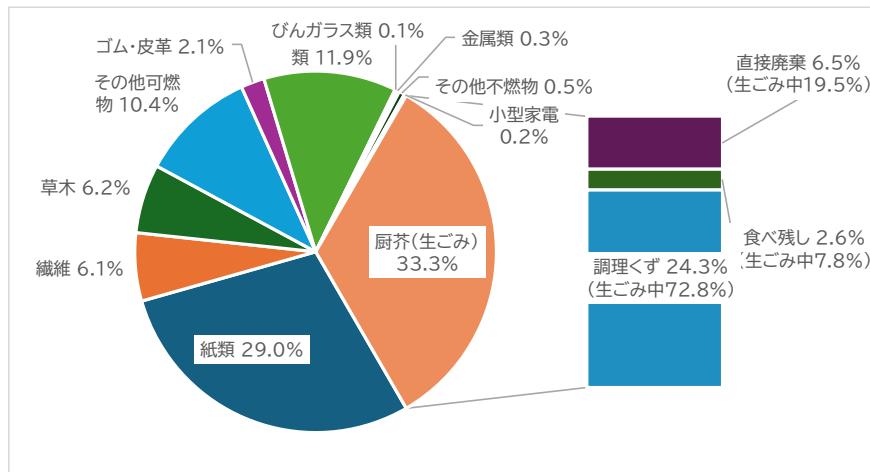


図-17 燃やすごみの組成（令和6年度）

5 目指すべき姿

本アクションプランでは、区民・事業者・区の各主体が一つになって、かつしかルールの目標を達成することで、2030年に食品ロス量を半減させることを目指します。

**かつしかルールの目標を達成し、2030年食品ロス量半減
～一人一人から始まる食品ロス削減！～**

6 施策の展開

(1) 発生抑制を最優先とした食品ロス削減

① 「かつしかルール」の普及啓発の徹底

(生ごみの減量を意識する区民の割合 80%以上を目指します。)

①-1 子どもを中心とした若い世代への普及啓発

日々の給食や「葛飾教育の日」といった場を活用し、子ども向けに S D G s も絡めながら、食品ロスについて教育し、食べ物に対する敬意や感謝の気持ちを育成します。

①-2 高齢者を中心とした大人への普及啓発

介護施設における講座の実施や広報紙を活用した普及啓発を行います。

①-3 各種イベントやキャンペーン、オンライン等の活用による普及啓発

3つの「きり」体験イベントや食べきり・使いきりメニュークンテストといったイベントを実施するほか、区公式 S N S の内容を充実するなどして、さらなる普及啓発を検討します。

② 家庭における食品ロス削減

②-1 「食べきり」「使いきり」の徹底

区民に対して、「食べられる分だけ料理する」「食べられる部分は使いきる」などの呼びかけを行うことで、食材の有効活用を促進します。

②-2 計画的な買い物の実践

「家にある食材をチェックしてから買い物に行く」「使いきれる分だけ購入する」等の呼びかけにより、手つかず食品の削減を推進します。

②-3 食材を無駄にしない保存

冷蔵庫内の定期的な在庫管理の呼びかけや、賞味期限・消費期限に対する正しい知識の定着を図ることで、食材の無駄をなるべく出さないよう呼びかけます。

③ 事業者における食品ロス削減

③-1 「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録

事業者に対して、「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録のほか、小盛りメニューの設定や量り売りの導入、期限が近い商品の値引きなどの販売の工夫をしていただくよう呼びかけを行います。

また、スマートフォンのアプリ等を活用したフードシェアリングサービスの導入も検討します。

③-2 宴会・外食時の食べ残し削減

利用者への少量オーダーや 3010 運動の呼びかけ、マイボックス運動の推進等をしていただくことで、

食品ロス削減を推進します。

(2) 適正な再生利用

① 未利用食品の有効活用

①-1 フードドライブ運動の推進

フードドライブ窓口の常設化のほか、子ども食堂・食品を必要とする方々等に無償で譲渡する仕組みづくり、各種イベントでのフードドライブ活動の実施等により食材を有効活用します。

①-2 災害備蓄食料の有効活用

災害備蓄食料をフードバンク等へ寄付することで、廃棄を抑制します。

② 家庭用生ごみ処理機等購入費助成

②-1 家庭用生ごみ処理機等購入費助成

生ごみ処理機・コンポスト化容器の購入費助成制度を引き続き実施し、家庭での生ごみ減量の取組を支援します。

(3) 推進体制の整備

① 情報収集・発信

①-1 食品ロスの実態調査

施策の効果を検証できるよう、区内の食品ロスの発生状況に関する調査の実施を検討します。また、調査実施後は結果に基づいた実効性のある対策を推進します。

①-2 先進的取組の情報収集及び発信

国や都の取組のほか、本区も会員である全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会などを活用し先進的取組について情報収集を行います。また、区の先進的取組事例を広報紙、かつしかFM、ホームページ等の各種広報媒体により情報発信することで、食品ロス削減に関する意識を啓発します。

② 庁内連携

②-1 全庁横断的な府内連絡会の設置

全庁横断的な府内連絡会を開催し、各部署における食品ロス削減に関する事業について連絡・調整を図るとともに、区としての課題や取組について検討を行います。

7 各主体の役割

(1) 区民（消費者）

食品ロスの重要性について理解を深め、食品ロス等の削減を実践する。

消費行動のあらゆる場面において、食べきり・使いきりを徹底するとともに、事業者の取組を理解し、過剰な鮮度志向の改善や期限間近商品の優先購入などに努める。

(2) 事業者

事業活動を通じた食品ロス削減の取組を実践する。

「かつしか食べきり協力店」への積極的な登録、食品の生産から処分までのライフサイクル全体での食品ロス削減を徹底する。

(3) 区（行政）

区の率先した取組と、区民・事業者に対する普及啓発等による食品ロス削減を推進する。

区は、府内での食品ロス削減の率先取組を進めるとともに、フードドライブや「食べきり協力店」の推進、環境学習や普及啓発イベントなどを通じて、区民や事業者の取組を後押しする。これにより、地域全体で食品ロスの発生を抑制し、削減の機運を醸成していく。

8 推進体制

「葛飾区一般廃棄物処理基本計画」とともに、区役所全体で組織する「葛飾区ごみ減量推進対策本部」において進行管理を行います。また、区民・事業者・区で組織する「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が、食品ロス削減を牽引する役割を担い、本アクションプランを推進していきます。